

第六章 吉野朝時代

一 莊園

莊園の概略を郷土史辞典からみよう。

莊園の成立は、律令制のもとでも、前代の屯倉・田莊などの豪族の私有的の性格が濃い土地があった。また寺田・神田などとはもとと不輸租田であつたので、私有地として莊園に發展する要素をもっていた。

八世紀のはじめ頃からはじまった墾田開發の奨励と増加は、天平十五年（七四三）の「墾田永世私有令」で、土地の国有制がくずれてしまった。

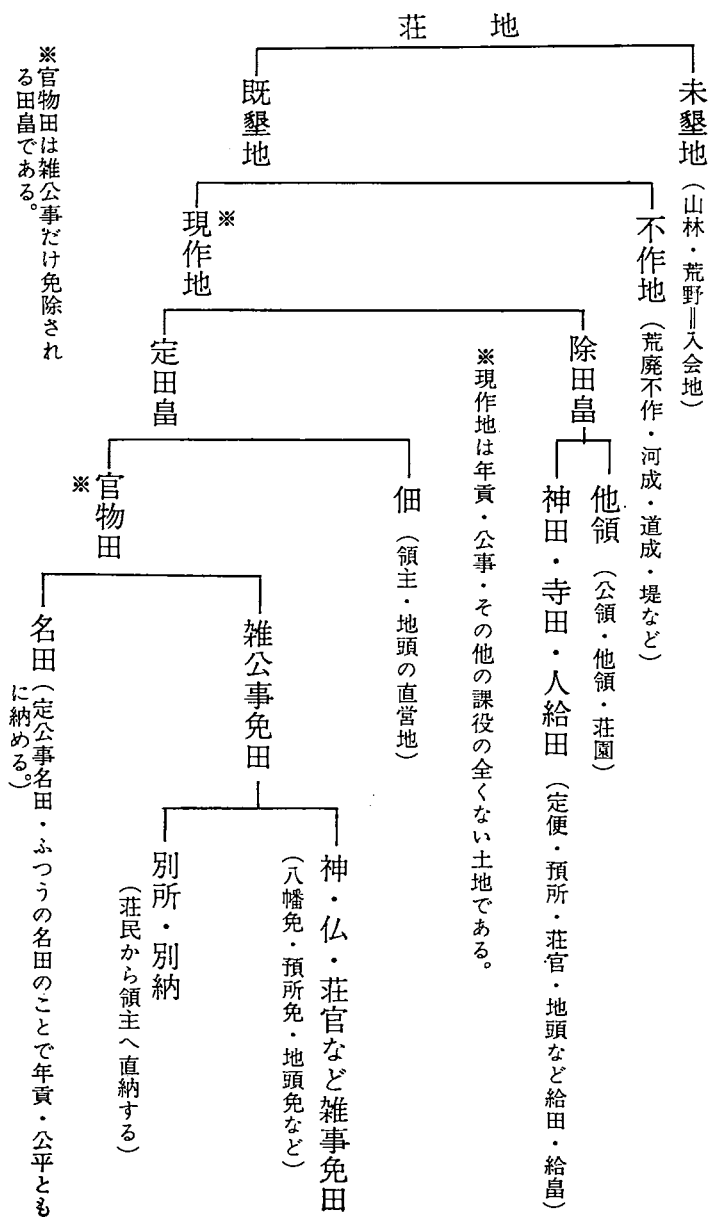
初期には、有力な貴族・中央の大きな神社寺院が、多くの奴婢・下人などの労働力を利用し、財力にものを言わせて、未開墾地をさかんに開發して占有したものである。

こうしてできた莊園は、八世紀末から九世紀にかけて畿内とその周辺を中心に多く見られた。これが自墾地系の莊園である。

それに対して、地方の豪族や、小地主が開墾した土地は、国司や他の豪族が干渉するので、それを守るために、中央の貴族や、神社・寺院に寄進された。そうした傾向が一般的になって十世紀ごろには、分散した土地（名田）で構成された規模の小さい莊園ができた。これを寄進地系の莊園といっている。

これらの莊園は不輸租や、国司の不入の特権を得ている。これが不輸不入の権利である。

延喜二年（九〇二）を最初に莊園整理令がでた。その後たびたびの整理令は出たが莊園は整理されず、逆にますますひろがって行った。



どこの地域の荘園でも、その規模や内部構造は同じではない。大体辺境の地域には大規模の開墾でまとまった荘園がある。十数町の名田や、あるいは在家などが幾つか集めてまとまったものなどの面積は大きい。

それと反対に畿内やその周辺地域では、寄進地系の名田が多く散在している。また入組んでいる。小規模のものが普通である。

荘民は荘園成立当初の開墾農民であって、貴族や社寺の奴婢・下人・荘園に流れ入った班田農民、開墾した土地を寄進した小地主などからなりたっている。

自墾地、寄進地どちらでも、荘園収取のものは名田で、年貢・公事以下の生産物・夫役はみな名主とその名田が対象で、右記のさまざまな系譜をひく荘民も、田堵・名主の名田経営のうちにれい属していた。

荘園の管理は荘官がする。荘園の領主が荘官を任命して、その荘園に住居させる。この荘官が名主以下の荘民から年貢・公事を徴収する。

荘官は大きく二つにわけられる。

その一つは預所・預所代・案主・公文（初期には別当・専当・検校・荘司など）は、領主から命をうけて現地に行って管理をする。荘園内に地主的な基盤はなく、領主の管理を代行する役人のような性格である。

その二は下司・公文・田所・総追捕使は開発領主である田堵・名主層の中でも力のあるものが、自分の名田を寄進する時に、領主に対して一部の権限を留保して、年貢の徴収や、土地の管理などの仕事をまかせられる。

平安末期には、こうした下司・田所・公文などが多くなった。こうした荘官の協力がないと年貢の徴収もできないほど土地支配の力が強くなってきた。

この後者の荘官は、荘園内部の他の名主や、自分の一族をれい属させ、これと主従関係を結んで武士化していた。

鎌倉期の地頭・御家人には、この種の荘官出身が多い。

平安末期から鎌倉時代にかけて、荘園の領主である京都の貴族や寺社は、東国におこった武士団と、荘園化された公領の支配権を争った。

保元の乱後、頼朝が幕府を開くまで、源平争乱の結果、京都側の荘園領主は、関東御成敗地（幕府の支配のおよぶ地域）と、平家の旧領地や、それ以外でもその支配権を得た。

しかし文治元年（一一八五）守護・地頭の設置で、徐々に拡大してきた鎌倉幕府の荘園支配の方式は承久三年（一二二一）の承久の乱後、新補の地頭設置で、いっそう拡大強化された。

京都側の荘園領主権は弱体化した。

南北朝時代から室町時代の中頃になると、地頭とともに、守護自身が荘園内部の名主層を家臣団に組織し、守護・半済などの制度や悪党・土一揆などの力を利用して、不輸不入のため、いままで支配のおよばなかった貴族寺社直轄の荘園・公領を侵略するようになった。

なお荘園制の基盤である名田経営と、その支配は残っていた。守護大名もこれを利用した。しかし応仁・文明の乱以降、戦国争乱を通じて次第に崩かいして、十六世紀末に行なわれた太閤検地で完全に解体した。

二 荘園の歴史

荘園の起原は遠く、崇峻記に物部守屋がほろびた後に、その奴半と宅とを四天三子の奴田荘としたとある。これが

そのはじめである。

大化の改新の頃には、このことは一度やまっていたが、その後また設置することになった。

その起りは、荒地を権門や仏寺などに賜って、それを開拓させたものである。あるいはまた、賜田や功田を朝廷に返納せずに私有したものである。また死亡しても、その戸口を隠してその区分田を掠めとったもの、或は不湛佃田、荒廃田の名で公田を私有するもの、社寺に寄進した土地などからできたものが荘園のものである。

こうした荘園には半輸田のものもあるが、多くは不輸、不入の特権を持つものである。

不輸と言うことは、地租を免ぜられることである。不入と言うのは、国司、守護の入部を許さない。全く国衙の治外にあるものである。それで荘園の農民は、賦役が軽い。そのため農民は利益があるので権門、勢家、社寺の荘園に集ってくる。そうして終には荘田だけを耕作して、公田を耕作するものが少なくなってしまった。

こうして荘園は諸国に増加して行く。

藤原氏の権力が拡大するにつれて、地方の制度がみだれ、荘園は年とともに増加した。このことで歴朝はときどきこれを禁止したが権勢家はこれに従うものがなく、むしろ新しい荘園が増加するだけであった。

武家時代には、それが全国に及んだ。

三 莊園の内部

本家のことを本所ともいう。これは名義上の支配者である。

領家は領主のことで莊園の領主。

莊司は本家、領家の命をうけ、或は代理として莊内の事務をとるもの。

莊民は莊園内の住民である。

このような役柄が組織となって莊園が成りたっている。

四 莊園の職制

領家 領主は、莊園の土地所有者である。その権限は年貢、公事の徴収、莊内の秩序の維持、住民の民事刑事の裁判を行うなどの権利をもっている。

これで領家は、その莊園を支配する。

本 家 本所は、領主の上位にある。その名義上の支配者を言う。

そうして本家の下には必ず領主があるという訳ではない。本家であって領主をかねているものもある。

荘 司 荘官ともいう。これは荘園内の事務をとる。

上司と下司の別がある。

上司は、領家、領主の政所、公文所である。知家事、令、事業等の職員とからできている。下司の補佐、荘園内の高等政務をして、下司に対して上告裁判所として地位を持っている。

下司は、普通には荘司、荘官は下司だけをいう。

下司は荘内の年貢公事の徴収、乱暴者の追捕等住民に直接関係のある仕事をする。下司は時代によって田使・荘使・目代・惣検校・校検・専当・下司・下司代・公文・公文代・地頭の荘預・案主・惣追捕使・田所等の名称があった。

預所は荘官に似ているがちがう。荘官は、本所のために荘務を行なうのであるが、預所は、本所に代って荘務を処理する。

時には領家と同一意味に用いられた。

荘官の得分は、その職務で報酬が与えられる。荘官の得分と言うのがこれである。これらは何れも荘園内の給田、給名等という土地を領主から受けていた。

五 莊園と地頭

莊官の一としての地頭 地頭は莊官の一種である。

藤原時代に莊園を占有した頃には、盜賊を防ぐために、武士を雇い、その報酬に、その「地の頭」これは住民から集める錢を与えた。これが地頭職である。

地頭と下司は一人で兼務しているものもある。このことは高野山文書にある。

源頼朝が平家を滅ぼして、天下をとった時、文治元年（一一八五）地頭を設けて、公地莊園の別なく、兵糧米を徴収させた。

この地頭は関東沙汰で、莊園の地頭職は、莊園の領家、本家の^{すべりども}止に属するもので、名称は同一であるが全然別途のものである。

六 鎌倉幕府の制度の一としての地頭

文治元年（一一八五）三月平家が西海に亡んで、源頼朝は征夷大將軍に任ぜられた。これから武家政治がはじまり、日本の政治に一大転機がきた。政權は朝廷の手をはなれ、政治組織は根本的に変った。

当時地方の公地は、国衙といって国司がこれをおさめた。国司の權外に莊園があり、源氏支配地があり、平家の支

配地があり、一本ではなかった。

文治元年の十一月頼朝は、諸国平均に守護地頭を補佐することを奏請して、二十九日勅許があった。はじめて全国一本に守護地頭をおいて統一の実現をみた。しかし京都を中心として三十七州には、まだ置かず、翌文治二年に全都に守護地頭ができた。

この時に頼朝は功労のある将士、特に関東の御家人を守護地頭に任命した。

この新しい制度で、任命せられた地頭は、いままでの荘園の役員である地頭とは、その名は同じであるけれども、全く性格は別の役人である。

この地頭は公地荘園の別なく、その機構には触れずに、その全管区内の田畑一反別に米五升を兵糧米に徴収する。それを得分にした。

また、地頭は管区内の土地は公私の別なく監理して租税を徴収する。これを本所領家国衙に収めることにした。それで本所領家か国衙か、その任命した荘官は皆土地の収益の一定の得分に甘んじなければならないようになった。

なお、地頭は全管内の警察権を握っていた。それでその権力は絶対である。昔から「泣く子と地頭には勝てぬ」といわれた。これは大衆の頭にこびりついている。

七 阿波の地頭

文治元年（一一八五）に諸国に地頭を置いた時、佐々木経高が阿波、土佐、淡路の三国の守護となった。名西郡石中町の茶臼山に城を築いて守護所とし、関東御家人を地頭とした。

承久の乱が起ると、守護の佐々木経高は、官軍についた。戦に破れて自殺。佐々木は亡んだ。この戦に戦功のあった小笠原長清が阿波の守護となった。三好郡池田村に城を築いて守護所としたと言う。なお彼は田井庄の地頭も兼ねていたと伝えられている。

建武中興の新政で、小笠原氏は、阿波の守護職を失い、また地頭の職もだめになった。むろん田井庄の地頭職も失って私領地に引きあげた。

田井庄地頭には、近藤京市が任命になり、白地城を築いてここにいた。京市は大西氏の祖先である。

八 倉敷の意義と大豊

荘園に多くの郷村が含まれている時には、各郷村に、その荘の役人が駐在するのが例である。

しかし徴収した年貢米を本荘に送る前に、或る期間これを貯蔵するので、その倉庫が必要である。その倉庫は交通の便利なところがよく、また年貢米を収納するのに都合のよい場所が大事である。

この倉敷地は、その荘園の枢要地であることは言うまでもない。この倉敷地が後世になって都市になっているところもある。

岡山県（美作国）の倉敷はその好例である。また広島県（備後の国）の尾道は大田庄の倉敷の発展したものである。福井県（越前国）の桑名庄は九十六町歩の面積に八つの倉庫があったという。

旧村の天坪村、東豊永村、西豊永村、大杉村の一部等を総称して豊永郷と言う。その中心地が豊永であった。元禄十三年（一七〇〇）制作の図面には、いまの東土居を「豊永」と記名している。この部落の松尾神社の社地の下手にお蔵屋敷という倉屋敷跡がある。この地に大昔から大庄屋役宅跡があり、収納した米穀を貯蔵する倉庫があったことを物語っている。

九 田 井 庄

ここで田井庄というのは、大井庄とも泰井庄とも書いている。その地域は明確ではない。しかし次の諸文書で大体その見当がつく。

雲辺寺文書によると、「嘉元三年（一三〇五）田井庄野呂内荒野を賜ふ」云云。

那賀郡板野村大場八幡宮鰐口銘には、阿波国田井庄、羽津宮鰐口の左側に「貞治三年（一三六四）八月五日大願中供僧中」云云。

この羽津宮は三好郡昼間町羽津宮大明神式内状である。これは正平十九年となる。

徳善文書には、「正平廿年（一三六五）田井庄中西郷の内得名」云云。これは貞治四年になる。

地福寺文書には、田井庄井内郷地福寺

川崎三所神社所蔵大般若經奥書には、「第四六三 于時応永九年（一四〇二）七月二十日於阿州田井庄大西山山城郷大井村金光寺住職宝藏坊」とある。

「第三九〇 応永十天六月 阿州三好郡太井庄中。西郷南川崎大明神流通物也」とある。

慶長九年検地帳には、中西山分五ヶ所（志津川・中津川・折川崎・松尾・祖谷山二名）

土佐長岡郡大豊町大田山豊楽寺大般若經奥書

第三五一「永徳二年四月執筆阿州田井庄池田有全」

阿波志

源頼武 大西出雲守と称す 白地城に居り本郡及 土佐長岡郡立川に至り 伊予宇麻郡関山に至り 讃岐豊田郡七邑に至り
是を大井庄と云ふ 又別堡を讃岐栗井に築き人をして之を守らしむ

註 粟井城は斎藤下総守の居城で、大西氏の親戚である。

大野素性記抄

私共先祖は三好郡白地城主大西出雲守頼武田井庄領主に御座候 右大井庄と申候は御国は池田村川切 土佐は長岡郡立川
切 予州は関山切 右境内の郷 古は大井庄と申候

右の文書によって現在の昼間、中内谷以西の旧三好郡及び西祖谷山は、田井庄であることが明かである。庄内には郷村がある。

大西郷……現在の池田、左馬地、山城谷、三名の地域で、大西（今の池田）、白地、山城大井村が含まれていた。

中西郷……現在の三縄、西祖谷山諸村、徳善などが含まれている。

南海治乱記には、阿州大西本道より讃岐に越える山路の条に、讃州は当時郡の存在せる所多く（阿波には見えない）、例えば讃州豊田郡山郷河本村などあり、明治十七八年頃高知県には尚郷があった。例えば高知県長岡郡杉村などである。

田井庄の貢租

田井庄は半輪租の地であったことは、紀伊国伊都郡桐賀庄、東屋村野川氏所蔵文書で明かである。

阿波国田井庄御年貢内三千石毎年所被宛下也乃執達如件

十 田井庄と西園寺氏

藤原公経の妻は、源頼朝の妹の夫、藤原能保の女である。だから関東に縁があった。その上に公経は事によって、後鳥羽上皇を怨み奉ることがあった。

それで承久の変には、北条義時に内応した。このため関東が勝利を得たので義時は深くこれを徳として内大臣とし、ついで太政大臣従一位に昇進した。

田井庄が西園寺の所有となったのはこの時であろうという。

このような因縁から西園寺氏は、世々鎌倉と手を結んだので、その勢力は朝野を傾け、朝臣で肩をならべるものは

ない。后妃は多くこの門から出ている。

公宗の時代は元弘の乱があった。阿波の国司小笠原氏がまた北条方である。それで田井庄の人々ともに守護の軍に参加し、北条氏を助けて金剛山に楠正成を攻めた。摂津尼が崎にも上陸し、酒部では赤松氏を打ち破り上洛して京都の北条方を援けて大いに忠勤をはげんだ。

しかし、元弘三年―北朝の正慶二年（一三三三）北条高時が誅に伏したので、公宗は自ら安んじるところがなく、常に北条氏の再起を考え、高時の弟泰家と乱を計かくした。

北山に浴室を作り、カラクリを設けて、天皇を浴室に迎え、天皇をカラクリに陥し入れようとした。

公宗の弟の竹林中納言公重が急ぎ変を告げたので、こと露顯し、公宗は捕えられ、出雲に流されその出発の時、名和長年の手で殺された。

中納言公重は、この功で西園寺家の跡をいただいた。次の文書はその時のものであろう。

これで西園寺家は朝廷方になり、田井庄もまた朝廷方となつて、後醍醐天皇に忠勤をつくすことになる。

阿波国田井庄 同浦庄（三十二の庄名を記す）右所を管領不可有_二相違_一者依_三天氣_二言上如件具光謹言

建武二年（一三三五）七月十二日 右中将判官具光進上右兵衛督殿

本山長徳寺文書三十六通の内次の一通がある。

土佐国地頭御家人等安堵の事を奏聞する処為_二国司早可_一被書下_二於本所進止スル下職ノ者不可及_一其沙汰之旨天氣所也以此旨ヲ可被申入給 仍テ執達如件

元弘三（一三三三）八月二十五日左少弁宣明前右兵衛督殿

此□宣本土佐国本山吾橋山長徳寺ニ令寺矣宣明中御門也

□宣大草書殊可視焉

註曰 右一通長岡郡本山郷長徳寺藏 凡て三六通の内第廿一紙 蠹簡集曰 今按宣明ハ中ノ御門也 右兵衛督未詳

土佐遺話ニ曰 此□宣大草書殊可視焉今亡フ矣

平道謂中御門宣明卿は正二位権大納言貞治四年||正平二〇(一三六五)薨す。六十四才、從二位經宣卿の男。

大平記四卷に曰第九の宮はまだ御幼稚一歳にましませば中の御門の中納言宣明に御預けられし都の内にぞ御座ありける——とある。

東京帝国大学史料編纂所に安芸郡安田町豊永省三氏原本所藏。原本「豊永先祖伝問記」冒頭に上記の宣明の綸旨を掲げて、其末尾に次の附記がある。

「土佐守護ノ事、豊永藤五郎代より書付一枚有、破損の字完に記 本文添有 右未不詳 重て 詮義 ためなり」とある。

田井庄は、西園寺公経が承久の乱に鎌倉加担の功によって、鳥羽庄阿波田井庄、同浦庄、伊予宇和庄其他合せて三十二庄を、続いて公宗に至ったが、元弘の乱で鎌倉方に従つて謀叛を謀つたがため誅せられ、莊園は弟の公重に賜わった。このことは前記の通りである。

この西園寺家の莊園を管理する莊官は、当初には白地城主大西出雲守頼武や覚用等が所務していたようである。

豊永の小笠原氏が、肥後から承久中来郷以後は、豊永方面は豊永氏が処理してきたようである。このことは先に元弘二年中御門宣明の前右兵衛督への綸旨写が豊永藤五郎の手許にあったように附記してあることでも考えあわすことができる。

建武二年七月十二日の右中将判官具光より右兵衛督殿宛の下文と、元弘三年八月二十五日付の下げ文、前右兵衛督殿宛付の宛名人は同一人であつて、当時既に右莊園を領有していた竹林中納言即ち公重であるからである。即ち時代

の變革により朝廷の政策として守護・地頭・領庄等に安堵状を送ったものである。

土佐で上司の莊園、社領等では、立川以東の阿波、伊予に接した長岡郡の旧大杉・豐永・即ちいまの大豊町・阿波・伊予・讃岐・土佐の国境地帯をふくんだ前述の「田井庄（西園寺家莊園）」と、香美大忍庄がある。即ち槇山村熊野御領の事として次の記録がある。

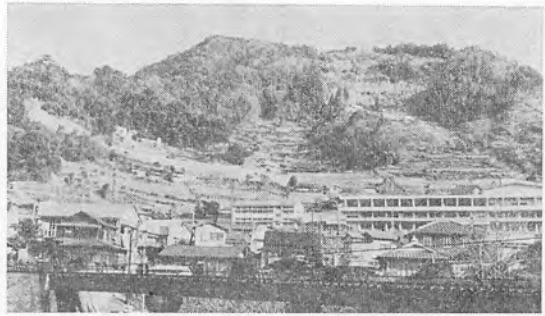
谷合秋延名	長谷ノ川	入予場名内	根本屋宗恒名内	秋次名内	宗重名内	宇利名内	宗久名内
延慶二年（一一三〇九）	三月廿日	政所	在判				
秋延名	秋次名	命増名	宇利名				
延慶二年	三月廿日	政所	在判				

十一 田井庄と小笠原氏

さきに述べたように、小笠原氏が田井庄池田に城を築いたのは、文永四年（一二六七）に平盛隆が叛いたとき、盛隆を滅した功によって美馬、三好の二郡の莊園を得たのにはじまる。田井庄は、大井庄ともいい、又泰井庄ともいったようである。「阿波誌」に

源頼武称_ニ大西出雲守_ニ居_ニ白地疊_ニ領_ニ本郡及土佐長岡郡至_ニ立川_ニ伊予宇摩郡至_ニ関山_ニ讃岐豊田郡_ニ至_ニ三七邑_ニ謂_ニ之_ニ大井庄_ニ之

とある。文永年間には、豐永地方は、土佐南部の支配が及ばず、阿波池田地方、伊予宇摩郡の一部、讃岐豊田郡の七ヶ村と一しよに田井の庄として、阿波方の支配下にあつたようである。土佐豐永は、阿波小笠原氏が次第に勢力を得て、阿波西部地方を領有するにしたがつて、その同族に豐永地方をあたえ、豐永小笠原氏はこれによって起つたものである。一族次第に繁衍するにしたがつて、領内の要地に出城を設け、土佐南部の長宗我部氏と対抗するようにな



下土居城趾

る。すなわち、本城下土居城、出城（番城）として、嵯賀山城、桃園城、渡辺城、庵谷城、杖立坂城等である。

天文二十一年（一五五二）の「小笠原家中諸侍軍勤役」によると左のように定めてある。

天文廿一年七月末日

主将、小笠原筑後守源道賀

副将弟豊永美濃守賀定

諸侍取締一族衆

小笠原式部少輔道実

豊永内蔵介茂政

豊永中務丞実吉

同左近将監実成

同 左馬助実友

同新左衛門尉実正

同 大炊助重時

家老衆

今西越中守勝久

森藤藏人佐清時

都築兵部丞実勝

武具取締

今西弥七郎国広

西山三郎左衛門義教

都築奇三郎勝茂

都築久衛門尉勝房

森 作助実虎

兵世話役



佐賀山城趾



桃原城趾



庵谷城趾

見番役

今西甚右衛門能安

都築神十郎宗時 黒石藤左衛門満保

中内左兵衛泰道 中西十郎資久

南城下土居豊永四郎左衛門尉道吉

下屬五十人

北城 久松与右衛門尉重尚

石田覚吉康氏

中村城 豊永弥六清貞

都築隼人勝基

渡辺城 西山左兵衛尉長胤

豊永新介政兼

以下属各十人

右で見るように、兵制も次第に整って、隣国本山の八木氏（本山氏）、岡豊の長宗我部、山田の山田氏等と勢を競ったものである。

「土陽淵岳記の大友記」によると、

長宗我部、本山、豊永、山田、太平、津野、安喜、コレヲ土佐ノ七人衆ト称ス

とあるので当時一方の雄であったことがわかる。

また、「南路志」に

中村豊染寺鐘勸進之事

天文廿四年五月八日敬白

小笠原筑後守道賀花押 豊永越後守
小笠原通実花押

小笠原松寿丸 豊永内蔵介茂政花押

豊永亀王丸 豊永中務丞実吉花押

豊永美濃守賀定花押 同左馬助実友花押

豊永大炊助 豊永左近将監実茂花押

今西越中守 同新左衛門尉

同 弥七郎 森藤蔵人

同甚衛門尉 豊永新介

豊永雅樂助

豊永四郎左衛門尉

西山三良左衛門尉

森 作助

今西新藏人

豊永弥六

今西治部丞

久松与衛門尉

都築兵部丞

同惣五郎

同 奇三郎

石田寛吉

同 神十郎

豊永縫殿助

黒石藤左衛門殿

豊右馬尉殿

同 権介殿

都築隼人

西山左兵衛殿

都築善助殿

都築久衛門尉

都築弥十郎殿

右で見るように、天文二十四年には豊永郷に三十八氏の主なる者の記録があるが、小笠原豊永氏で実に十五名を占めている。そのほか、今西・森藤・森・久松・都築・西山・黒石・石田の諸姓があり、豊永郷もようやく田井庄からはなれ阿波支配から脱して、土佐豊永郷として独立することになる。

十二 吉野朝時代

吉野朝五十七年の歴史は、全く「歌書よりも軍書に悲し吉野山」である。いや吉野山ばかりでない。土佐にもその悲しみの歴史が深く刻まれている。

後醍醐天皇第一皇子一の宮尊良親王と第七皇子花園宮満良親王が、相ついで土佐に関係があった。

尊良親王は嶺北の吾橋庄が元弘三年（一三三三）御莊地となつたばかりでなく、豊永には王妃御下向の遺跡がある。

中山巖水著「土佐国編年記事略」によると、

花園宮は後醍醐天皇の第七皇子で満良親王の一名也。この宮御母は、中納言宗親卿の女子、元享三年癸亥（一三三三）歳御誕生。花園宮と称したまい、一方の大将とし賜ひ、本国土佐に下向し賜う時に御年十八歳

云云とある。

石見国の土豪、三隅兼連（贈正五位）の妹胡録局は、この花園宮満良親王の御養育を承つて宮中に奉仕した。

また兄三隅兼連は後醍醐天皇が潜かに隠岐を出られる時、逸早く義兵を挙げ、船上山に馳せ参じた。その後は忠勤を励んで、正平十年（文和四年）一三五五）洛外桂川畔で壮烈な戦死を遂げている。

暦応三年（興元元）一三四〇）正月の「土佐佐伯文書」には、「花園宮」の名があり、「毛利家文書」によると正平六年（観応二年）一三五二）のころには「常陸親王」とも申しあげたことが分る。

元弘日記裏書によると、伊勢の大湊から御解纜になっている。

「延元三年（暦応元）一三三九）閏七月二十五日義良親王、並入道一品顯信等 率東軍下向勢州 八月十七日解纜 九月十一

日 於伊豆崎 遇大風 数船漂没 親王顯信等船 帰着勢州 上野入道道忠儀此船 入道一品船着常陸国訖 尊証法親王 第一宮着御遠江国井伊城 花園宮着御四国 牧宮同着御四国 可有御鎮西」

云云。

義良親王とともに、伊勢の大湊を出られたが、思いがけない風浪のため、四国にお着きになったとある。しかし満良親王の四国着御は、偶然の漂着より、むしろ予め吉野朝廷では計画的の行動ではなかったか。

四国の土佐の中心地には国府があり、また大高坂松王丸のような忠臣の地盤でもあるからである。

花園宮の土佐御入国は「土佐国編年記事略」では興元元年（暦応三年）一三四〇）になっている。

大高坂松王丸は、大高坂郷の領主である。「立山文書」にある「大高坂左衛門太郎助貞」の子であろう。

当時官方の將の守護代河間左衛門次郎光綱、近藤大炊左衛門尉知国、遠江房等と、この大高坂城にたてこもっていた。延元元年（正慶三年Ⅱ一三三六）武家方の將である日下の三宮氏、須崎の津野氏らが来て、大高坂城を攻撃した。

四月から八月まで、数回激戦を繰りかえしている。特に八月十日の戦ははげしかった。河間左衛門次郎光綱は城を出て大手門や、安楽寺（舛形）付近や、西大手で佐伯経貞（堅田小三郎）と激戦を交え、互に勝敗があった。

「元弘日記裏書」によると、延元三年（暦応元年Ⅱ一三三八）九月に花園宮満良親王は、新田綿打入道（上野国新田庄綿打郷の人で新田一族中の重將）、金沢左近將監等とともに漂着されたので、大高坂城の諸將は、宮を迎え奉って、再挙を計った。しかし賊將細川定禪等の総攻撃が激烈を極めたので興国元年（暦応三年Ⅱ一三四〇）正月遂に城は落ち、松王丸らは奮戦の末、西木戸で戦死した。松王丸の子の松熊丸もまた父に随って大いに奮戦したと言う。

大正八年十一月には特旨をもって松王丸に従四位を追贈された。

佐伯文書には、

土佐国大高坂郷惣領松王丸並遠江房跡、参段事、依有軍忠 為恩賞所宛行也 守先例 可致知行之状如件

暦応三年二月四日 権律師（細川定禪）

堅田又三郎殿

（肩書將軍家御寄進状案）

寄進

土佐国嚴御崎寺

当国大高坂郷並国沢名

大高坂左衛門太郎 永武一邑跡 松川十郎 地頭職事右為六十六基塔婆料所寄附也、守先例可致沙汰之状如件
同遠江房等跡

暦応四年（興国二Ⅱ一三四一）十一月二十九日權大納言源朝臣（足利尊氏）

とある。

「大日本史料」には次の通り。

十九日辛卯、足利氏の党、土佐の丸山城を攻め、この日これを陥れ、尋でまた神崎城を攻む。

「香宗我部隼人所藏文書」〔南路志収〕

新田義貞與同之輩 於当国 令蜂起候間 為追伐合戦最中也 早相催一族 属于御方可致忠節由 依將軍家仰 執達如件

建武三年（延元元一三三六）十月二十二日

藤原 勝広 花押

源 長氏 花押

須留田法眼房

佐伯杏仙所藏文書（南路志収）

堅田小十郎申 今月十五日津野大庄輔堅者源重等所楯籠丸山城（土佐郡）対陣同十七日致合戦同十九日夜中仁責落候畢又同二十

三日押寄浦内神崎城（高岡郡）致軍忠候畢 此等次第且御檢知候之上者為後日可賜御一見狀候哉 以此旨可有御披露候 恐惶謹言

建武三年十月二十五日 佐伯経貞

進上御奉行所

堅田小十郎 軍忠事 去年（暦応二年）十二月三日奉属御手押寄大高坂城於西大手櫓向矢倉連日致軍忠之所 今月四日為彼城

後攻凶徒花園宮新田綿打入道金沢左近将監 土佐權守近藤四郎左衛門入道度賀野又太郎入道大野中村名主庄宮以下凶從等寄来

陣取 干汐江山之間二十五日属御手致散々合戦數十人誅伐之時 近藤四郎左衛門尉若党浅野孫九郎分取仕畢 此等次第吉良中

務尉佐竹一族彦三郎殿見知之上ハ為後証 可賜御証判候哉 以此旨可為御披露候 恐惶謹言

暦応三年（一三四〇）正月二十八日

佐伯 経貞

進上御奉行所 承了

文中の大野は高岡郡大野見郷か、また中村は吾川郡春野町の中村一帯で今は高知市長浜、浦戸、秋山、諸木、森山、仁西

土佐国須留田式部太夫入道心了令馳参上候 奉付干当御手可致軍忠候 以此旨可有御披露候 恐惶謹言

元弘三年（一三三三）五月二十七日沙弥心了

進上御奉行所

堅田又太郎国貞申 自当国最初合戦奉属于御手 随分抽忠勤候之上今月二十六日

花園宮御手人々金沢殿 綿打殿 越知佐河度賀野軍勢 戸波名主庄官並熊野山凶徒等当陣津野 新庄岡本城寄来之時 致散々

合戦之刻 国貞嫡子堅田弥三郎於当座討死仕候畢 且津野惣領一族以下教輩御見知之上者為向後可賜御証判哉 以此旨可有御

披露候 恐惶謹言

康永元年（興国三〇一三四二）九月二十六日

佐伯国貞

進上御奉行所 承了

土佐はその当時は足利氏の勢力が強かった。

元弘三年（一三三三）五月二十七日に香美郡香宗郷須留田城主須留田式部大夫入道心了は、足利尊氏の麾下に入っている。

つぎに長岡郡岡豊領主長宗我部信能、香美郡香宗領主甲斐秀頼は、尊氏の命で、伊豆走湯山蜜殿院領、介良庄を押え、また建武二年（一三三五）十一月二十日には尊氏から、新田義貞征討軍に参加を命ぜられた。

翌延元元年（一三三六）正月七日には足利方に属している津野家時（高岡郡須崎）三宮順国（高岡郡日高）らは、守護職の河間光綱の軍と、浦戸に戦ってこれを破り、勢に乗じて東に進み三月十六日には、香美郡深淵城を攻めてこれを焼いている。

さらに十八日には転戦して土佐郡一宮に出て官方の軍勢と戦い、二十一日には大高坂に迫り、四月十一日には吉田太郎大郎左衛門尉、長宗我部信能やその一族広井右衛門らとともに官方の軍と長岡郡八幡山東坂本に戦った。

(一) 官方豊永、小笠原の進出

岡豊八幡山坂本の戦に、官方といわれているのは、豊永氏であったと考えられる。

当時豊永は「植田郷後山境村豊永（長宗我部地検帳）」といい、豊永氏の勢力は本山氏がまだ興らず、嶺北一帯から、新改・植田・久礼田辺まで豊永氏の勢力が及んでいた模様である。

鎌倉時代から吉野朝へかけて吾橋山長徳寺（本山町）には、非常な勢力をもっていた。このことは安元二年（一一七五）十二月三日付の長徳寺文書に「土佐国庁北条吾橋山」とある。ここは元弘三年（一一三三）尊良親王の所領となつたが、官方衰微の時、北朝に帰した。観応二年（正平六年一一五一）に尊氏の書状が、長徳寺院主宛に二枚出されている。この点から考えてもこの地方が如何に重要な土地であつたかがわかる。

さて、この坂本の戦の官方が、豊永勢であつたことは秦氏の系図中、七代兼元の条に次の通りある。

兼光 長宗我部土佐守、建武年間之人豊永領主阿州人をかり集めをかう（岡豊）へ来る。八まんはからい、はいぼくす。

今はあはづか（阿波塚）と言う。

長宗我部の氏神南国市岡豊町鎮座旧郷社「別宮八幡宮旧記」に左の記事もある。

当社は長宗我部の神なり。この家根本仁王十四代仲哀天皇の御宇居号。秦氏その内七代目兼光と申す御代、神変これありと言ひ伝う。廿枝郷植田村は、豊永先仁知行と有り、然るところ長宗我部伍年栖夏秋立毛を薙取り、豊永知行ならず。依つてその儘に豊永阿州勢を引卒し、当国へ取出し、甫岐山口より取掛る。すでに岡豊城を取詰め攻める。この時当社の御宝殿から、御

鉾一本白鷺になって飛び下り阿波軍勢の上に翔り、即刻敵軍敗れる。甫岐山まで追っつき悉く討ち取り、末代の語り伝えにと、その死骸を取りあつめ塚に築きたりと言う。

今、国分の北、北野に阿波塚と言ひ伝う。

土佐物語の「瑞応寺建立附予岳寺の事」の条には次の通り。

ここに阿波塚とて岡豊の東に古墳あり。

これは昔、当国豊永の領主阿州勢を語らい当所に攻め来りしに、当山八幡大菩薩、不思議の瑞験ありて、敵を悉く討ちとり、その死骸を山中に埋めたりと言ひ伝う。しかるに彼の墳、夜々鳴動すること夥しく、月を積て止まざりしかば男女恐るる事斜ならず。――

こうしたことで遂にお寺を建てて、これを祀った。すると鳴動がやんだ。これが予岳寺であると書いてある。このような記録は、つまり、この東坂本の戦を記述したものである。

吉野川流域の阿波小笠原氏は宮方で吉野朝廷と連絡する紀伊、熊野の湯浅氏、田辺淡路、阿波に連絡する熊野海賊、瀬戸内海海賊と結んで伊予河野氏の水師を通じて九州の宮方に連結する大動脈の任務を果たすとともに、吉野川の本支流水域を溯って伊予、土佐に気脈を通じるため、伊予の川之江、土佐本山、蕨生へ進出し、土佐北朝を制して、その背後を脅かしていたことがわかる。

この系図の八幡宮旧記兼光氏とあるのは誤りで、瑞応寺及予岳寺を建立したのは、それからずっと下つての事である。だから豊永氏との戦は、この東坂本戦の事であろう。

四月二十六日、足利方の将佐藤六郎らは、香美郡岩村城を攻めて、これを焼き、足利方の勢に加わった。

足利方は勝に乗じ鉾を官方の根拠地の大高坂に集中し、六月十三日総攻撃に着手し向城を安楽寺(今の舁形)に築いた。大高坂城主大高坂松王丸は二十六日城兵を率いて安楽城を攻めた。続いて七月七日には再び出撃したが、利あらず引揚げた。

十二日足利方が城門に殺到したが、抜くことができず、八月十日守護代河間光綱、近藤知国、松王丸等は安楽寺城を攻めたが、勝敗なく一時戦闘は中止された。

(二) 大高坂落城

延元三年（暦応元）一三三八）八月、伊勢大湊を出航した南朝の諸皇子は、難風のため四散した。その一行中の花園宮は土佐にお着きになった。

土佐の南軍は宮を迎えて氣勢を揚げる。

足利方の四国の総帥細川定禅は、大高坂城を攻略するため、延元四年（一三三九）十一月二十四日堅田又三郎に命じて、津野、三宮、佐竹の諸族とともに兵を出し、十二月三日総攻撃を開始した。

翌興国元年（一三四〇）正月二十四日宮方は新田綿打入道、金沢左近将監、土佐権守、近藤四郎左衛門尉、和食孫四郎、有井又三郎、河間左衛門次郎、佐川四郎左衛門入道、度賀野又太郎入道等は、花園宮を奉じて汐江山に陣し、大高坂城を救援しようとした。翌二十五日にも激戦はつづいたが、宮方は次第に不利となり、松王丸は西本丸で戦死し、花園宮は落ちて行かれた。

(三) 花園宮の行方

大高坂落城は興国元年（一三四〇）であるが、翌々興国三年（一三四二）九月二十六日花園宮の麾下の新田綿打入道、金沢左近将監らは、賊将堅田国貞を高岡郡岡本城に攻めて国貞の子の孫三郎を誅した。

この後、右の諸将らの消息は杳としてわからなかったが、宮を奉じて周防方面へ落ちのびたのであろう。その後の土佐は南風競わず、全土足利氏の手中に歸した。周防の「毛利家文書」には次の通りある。

「周防御座」

常陸親王御使

河原源次衛門尉

一宮源藏人太夫入道

正平六年（一三五二）七月三十日

せんわうの御こ四人

めうはうとのさすのみや

はなそののみやとさよりさいうへ御入ある

いまはひたちのしんのうと申参

ちんせいのみやつくしにいます

よしののとうきん

おおたうのみやの御こ二人そうして六人わたらす

ひたちのしんわうの御つかい

かわらのけんさへもんのせう

たうたうみのくに

一のみやのくらんとたゆふにうとう

しやうへいろくねん七月三十日

これで、花園宮と、この宮を奉じた諸将は、興国三年以後、正平六年までに周防へ落ちのびになったことであらう

と察するわけである。

堀正二氏は、その著「吉野時代における讃岐の一大勤王事蹟」で、「満良親王は讃岐より土佐に入って、官軍を指揮せられた」と言っている。

また、伊予新居郡黒島の黒島神社（延喜式内社）にも行啓の伝説があり、

おもしろと 神もめづらむ うば玉の 黒島かけて いつる日の影

の御歌を伝承されている。

また故文学博士田中義成氏は、その著「南北朝時代史」の中に「一方には花園宮を伊予に遣わし、四国の南軍を督して、九州の宮方と連絡を通ぜしめられたり」とのべられている。

さらにまた、浮穴郡、野間郡方面にも、数名の親王に関係した伝説地がある。

千早ふる 神の昔も今もなほ かはらぬ伊予の峰の白雪

このお歌も親王御作と伝えられている。

また、温泉郡荏原村方面にも親王の伝説地があると伝えられている。

以上を総合すると、親王は将領新田、金沢氏らの岡本城攻撃後に、山田新政を経て、宮方の地盤である豊永から阿波を通過して、西讃、東予を経由され、道後平野に出られた。そうして伊予水軍の援護によって周防へ渡られたことと、推定する。

(四) 大砂子の新田神社と花園宮

豊永大砂子に新田神社と言う古社がある。もと六社大明神といい、熊野十二所を祀った古社があったが、新田氏の

遣臣が土着して、新田義貞を祀り、両社を合せ祭って新田神社といったものである。

この神社は、吉野朝末期の創立で新田社としては全国に稀な古社である。

その棟札に

応永九年（一四〇二）十一月十五日云々の年号のみ僅かに判明ができる。

つぎに応永十七年（一四一〇）の棟札で、その表に、「御宮一字処富貴村自社本願桜井資友生年七十三拾満尊代――

以下腐朽――大檀那佐伯守重 大工藤原資守 小工桜井真友 小檀那桜井吉友 諸人快樂祈願皆合満足故砌也生年

歳拾郎太夫四十一也」

裏に「応永十七年庚丑御社立始也 昔事也 神主桜井吉友生年三十七歳」

とある。この棟札に関連のあるものと考えられるものに阿波西祖谷山村榎名（大砂子と約四キロ余の距離）に、新田社（小

杉博士の阿波国徴古雜抄）がある。その新田社の棟札に、

奉上棟新田社応永十八年（一四一一）辛卯歳十月二十六日願主佐伯貞重、並大工藤原長季、佐伯貞重大願主大工紀重友鋤治紀

貞雄

とある。

大砂子新田社と同時代のもので、互に相関連があるものと思われる。

この棟札面の桜井資友が主要人物である。

この桜井は、清和源氏。武田の支流で、甲斐国山梨郡桜井村に住み、桜井を姓とした。家紋は割花菱である。子孫は後に中西と改姓をしているが、家紋は割花菱である。この桜井は「大平記」「武蔵野合戦の条」に

正平六年（一三五二）二月八日（中略）児玉党には浅羽、四方田、庄、桜井（中略）大将には新田義末五百余騎。白旗・中

黒・頭黒・打輪の旗は児玉党

とある。

この児玉党に属した桜井党の大將株であろう。

さて、この部落の背後の山の頂上は、土阿の国境となっていて、俗に城床とよんでいる。山の一带の地字を「ハナソノ」と言う。その段階に「左近殿」という平地がある。そうして神社の宝物に御沓がある。約十文足らず位の小型黒皮作りで、裏に鉄鋌のあとがある。

鋌はほとんど脱落して今は無い。寺石正路氏も、吉野朝時代の作で、高貴の人の御用品であろうと鑑定されている。

以上の通り、土阿讃予の古跡・伝承を総合すると、花園宮の落延びられた路は、西土佐は、堅田・津野・三宮・佐竹等で堅めていたから、仁淀川伝いには、到底伊予には入れないだろう。

当時官方であつた深淵地頭の中原氏、楠目城主の山田氏、豊永の小笠原氏らの援護によって、古来の南北街道である新改から穂岐峰越え。角茂谷・久寿軒・北川經由で杖立峠を越え、豊永に入り、大砂子口国境を越え、阿波山城谷村川口へ。

ここから伊予川にそって予讃の中心川之江に出で、予讃の経営に尽されたものであろう。

(五) 四国は武家方の手に

南北両朝の争覇の地は、東国・四国・九州に渡っていた。それで皇子をこの方面に派遣せられて王師を督し経営に当られた。

特に吉野から紀伊・淡路・阿波を経て瀬戸内海から九州に結ぶ水師の離反は、勝敗の分岐にかかるので、北畠親房

が献策して、海路の連合策を樹てている。

そうして東国経営に失敗した南朝の大勢を挽回する策とし、吉野から九州を結ぶ大動脈として熊野水軍、阿讃水軍、伊予水軍の連絡に主力を傾けたものである。

また武家方でも、四国は西国と結ぶ重要な地であるので細川氏を配し、讃岐を根拠地とし、阿波土佐にその一族を配置して四国の経営に任じている。

伊予へは四条有資が国司として来任し、忽那・村上・土居・得能・土肥・河野・武市・日吉の諸族が官軍の総帥を申請して、興国三年（一三四二）四月脇屋義助が来国した。官軍の勢が大いに振ったが、たまたま病のため、五月俄に国府に死亡した。

細川頼春は時に乗ずべしと、早速兵を出して伊予を攻め、河野・土居・得能の諸族を亡した。さらに新田の一族、伊予の守護大館氏明の居城を攻めた。城は落ち氏明一族は悉く自刃してしまった。

阿波は正治（一一九九—一二〇〇）以来、小笠原氏の居た国である。大西城には小笠原義盛がおり、一宮城には小笠原茂宗がいる。

板東・板西・西麻植・美馬・三好の官軍を合せ、紀伊水道の関門である伊島は小笠原刑部が扼し、沼島は小笠原美濃守が官方として水路を守っていた。

阿波細川氏は、はじめ阿波部の秋月城に来て、後に勝瑞城に移つり、じり押しに平野の官方を押えた。讃岐の細川氏は阿讃街道から大西城を圧迫した。城主小笠原義盛も遂に武家方について、財田城、川之江城を攻めた。

官方の一宮茂宗（本姓小笠原）も正平十八年（一二三六）遂に美馬郡の重清城に引退するようになった。

これで四国一円は、すっかり武家方の勢力になった。官方はわずか、麻植・美馬・三好の奥地に追い詰められてしまひ山岳地に拠った。

(六) 阿波山岳武士

剣山を中心にした山岳地帯に立てこもった官方は、はるかに吉野と呼応して孤忠を守った。世にこれを阿波山岳武士といっている。正平五年（一一三五〇）から天授三年（一一三七七）の約三十年にわたる期間である。その孤軍奮闘を物語る繪旨^{うゑし}、執達状は、義を守って剛直不羈^{じうちよくき}、富貴も移さず、威武にも屈しない、山岳武士の意気を伝えている。

この山岳武士の拠点は、今の三好郡山城谷、佐馬地で、池田から美馬郡（祖谷山村^二今は三好郡）、麻植郡小屋平村にかけ、名西山分、名東郡一宮村に及んだ範囲である。

この連絡路は、名東郡の一宮から、鮎喰を溯って名西分の上山村に行く。川井峠を越えて麻植郡小屋平村に入って保賀山峠を越えて美馬郡一宇村に入る。さらに西に向って小島峠を越え東祖谷山に進み、西祖谷山村の国見山を越えて、三好郡川崎に出る。これから吉野川に沿って西へ伊予川を溯る。

国外への連絡は、東は一宮から小松島か橘港に出て、舟で和泉紀伊から吉野に行く。西は山城谷の伊予川に沿って伊予官軍と結ぶもの。

もともと交通の発達していない時は、山嶺をその通路とした。つぎに山腹を横ぎり、つぎに河畔を開鑿^{かいさく}して至近の距離をとるようになった。それで古い時代の山嶺・山腹の通路は交通の要路であった。

足利尊氏が反乱すると、四国には細川阿波守和氏、源藏人頼春、掃部介師氏兄弟三人と従弟の兵部少輔顯氏、御公定禪、三位公皇海、帯刀先生直俊、大夫将監政氏、伊予守繁氏等兄弟六人と九人でもって鎮定させた。

その重臣の細川一族に四国を統制させた。このことがやがて瀬戸内海の制海権をにぎって九州を扼し、近畿を押え

ようとする足利氏の謀計となる。

建武二年（一三三五）細川定禪は、讃岐の鷺田庄（今の坂田）に入って詫間、香西の諸将をしたがえ、守護舟木頼重を亡ぼした。そして尊氏の鎌倉での叛乱に呼応したのがはじまりで混乱がつづく。

つぎに細川阿波守和氏らの一族が延元元年（建武三年一三三六）二月に入って阿波の秋月城に拠った。

阿波志では「建武二年（一三三五）十一月源和氏 唱兵千讃岐鷺田板東板西之士服従而義盛反祖山、平村、山背、櫛生等不従」とある。祖山は祖谷山、平村は小屋平村、山背は山城谷、櫛生は一字を指している。文中の和氏は定禪の誤りであろう。

阿波志卷十に

「初めて細川定禪、讃州に攻来るに付て、阿波国板東、板西一宮などは、細川へ来従せり。大西の小笠原義盛は、南朝末までも、後醍醐天皇御方なり。時に頼春初めて阿波郡秋月の県主の家にありて、国政を行なう。従もあり、不従もあり、不従は攻めけり。」

右の一宮氏の勤王は、豊後国領田叢書所収の飯尾文書を見なかった誤記であろう。池田大西城に拠る阿波守護小笠原義盛の官方として忠節を尽した記事は注目すべきことである。——従もあり、不従もあり——の文は、前出の阿波志、義盛以下云々の事であつて、鎮定が容易でなかったことを物語るものである。

阿波志による不従の者とは、祖谷山の諸豪、小屋平村の小屋平氏、山城方面を領して勢力がある白地城の大西氏、一字は何人が明かでないが、この地は文徳天皇皇子惟喬親王の遺民と唱え木地屋といい、山窩的な生活をして、漆器を造る部族の多くが居住していた。

これらが官方となったものか。なお、麻植郡川田村の土井内に延元三年（一三三八）の板碑があるので、川田一帯も官方であることが考えられる。

また、東一宮に小笠原宮内大輔が厳然として大義を守っている。

阿波の小笠原氏は、承久の変に、幕府の将となって働いた。信濃の小笠原長清が、佐々木経高に代って守護となったことからはじまる。後長子長経を経て、次子長房がつぎ、平氏の残党の三好郡の領主平盛隆を滅した功で、美馬、三好二郡三万六千九十町の地を賜わり大西城に移った。それ以前に兄の長経は信濃に帰住している。

それで小笠原の系図を阿波国徴古雜抄所載吉田孫六系図によると、

小笠原長清――長経
――長房――長久――長義――義行――義信――

義盛――頼清
――頼実

となる。義盛以前に分家して、要地に居て統治を助けたものに名東郡に一宮氏があり、祖谷山に菅生氏がある。

さて、豊永の小笠原氏も長清の庶流である小笠原備中守豊永が、肥後玉名郡豊永庄を領して赴任した。しかし、承久中に土佐長岡郡豊永に來住して、豊永を所領した。同族の誼みで国境警固のため阿波小笠原氏の招きによるものであろう。

小笠原系図によれば

阿波の守護小笠原孫次郎長房の孫、阿波守頼久は、祖谷山の諸士を合せ従えて、土佐の官方と通じ、長岡郡下山境之村内に城を築き、栗井城と云うとある。

（系譜書によると頼久は建武元甲戌年六月三日に生れ正平三年十一月十日元服とあるので、正平年間丁度三年は、楠正行が四条畷に戦死した年で、南北朝争乱たけなわ時代である）

頼久の子を頼氏その二男を小笠原刑部大夫頼忠と云う。頼忠は阿波・土佐・肥州豊永庄を往復し、豊永城（下土居城）

に定住したとある。栗生定福寺鰐口銘に

土佐国長岡郡栗生村定福寺敬白明德二年辛未十二月二日大願主源頼忠

とある。官方の勝運を祈願したものか、この翌年南北朝の合一となる。

吉野朝時代の土佐は前出の通り、安芸、室戸の最御崎寺も、六十六基の安国寺として安芸氏とともに武家方の勢力範囲となった。

香美郡の須留田・甲斐・長岡郡の長宗我部、高岡郡の津野・三宮・堅田ら土佐全土皆足利に帰属したが、ただ豊永の小笠原氏は、当時勢力が本山方面にまで及び本山が尊良親王の所領でもあったから阿波小笠原氏と同調して武家方には屈しなかった。韭生、大忍庄の安芸、小松行宗の諸士もまた官方であった。

当時剣山を中心にして指揮せられた官方には、物部川地方と吉野川上流地方の背景があったことは記憶されている。

そこで、阿波山岳武士の活動を記すと、上記吉野川流域が当然でくる。

(七) 讃岐財田の義挙

小笠原義盛は、三好郡州津村に州津城を築いて、讃岐の官方に連絡を計った。

延元二年（一三三七）早くも義兵を挙げたが、わずか一か月で落城。

当時四国の官方の状況は、伊予の忽那島に征西將軍宮懷良親王が、延元二年から四年にかけて、御滞在あらせられ、伊予官軍を御統督せられた。土佐には花園宮満良親王が、延元三年九月頃御下向になり、戦線を指揮せられている。後醍醐天皇の御崩御は、延元四年（一三三九）八月十六日である。全く突然のことであった。綸命は四方にとんだ。

去る頃より御悩みごとあり、陸奥親王に御讓位あらせらる。日頃の軍忠に違わず、たとえ不慮の御事あれども、敍旨を深く考へ官軍の勇を揮いて、朝敵追討の策を廻らすべし。当山は要害の地。天氣を軍勢らに下知せしむべきものなり。

と八月十五日づけで、右中将実朝から、

謹上勘解由次官殿

あて出している。勘解由次官は五条頼元で征西將軍宮の参謀である。正平二十二年（一三六七）の死に至るまで、約三十年を九州経営に尽している。

この悲報が常陸関城に届いた時、神皇正統記執筆中の北畠親房は、その文章中に次の通りのべている。

八月の十日あまり六日にや 秋霧に侵されさせ給ひて 崩れましましぬとぞ 聞えし寝るが中なる夢の世 今に始めぬ習いと
は知りながら かずかず目の前なる心地して 老の涙もかきあえねば 筆の跡さへ滞りぬ 昔仲尼は獲麟に筆を絶つとあれ
ば ここにて止とまりたくは侍れど 神皇正統記のよこしまなるまじき理を申のべて 素意のすゑをも あらはさまほしく
て 強いてしるしつけ侍るなり

と、記している。

親房の悲涙、慟哭の声を聞くとともに、神皇正統記著述の意志の烈々火と燃える姿、がしのばれる。

天皇の御治世は二十一年、宝算五十二。この御遺功は東国にいられる宗良親王にも、土佐の花園宮にも伝えられたものと思う。

宗良親王は遠江の井伊城にいられたが、折柄秋の最中であつた。一枝の紅葉に歌をそえて吉野の四条中納言隆資の許に送った。

思ふにも なほ色浅き紅葉かな そなたの山は いかがしぐるる

(八) 後村上天皇踐祚

第八皇子義良親王は十月三日三種の神器を御拝あり、即位せられた。後村上天皇である。御母は新侍賢門院（河野廉子）で嘉暦三年（一二三二）の御誕生であるから、御歳十二歳である。

大平記に

「君崩じ給いたる後、百官家宰に任せて三年政を聞召されぬ事なれば、万機悉く北畠大納言の計として、洞院左衛門実世、四条中納言高資卿二人専ら諸事を被執奏」

とある。

この時、北畠親房が、遠く常陸にあつて君側に仕え、御補導申しあげる事が出来なかつたから、遙かに吉野の朝臣と連絡をして、幼帝をおたすけたことと思う。

親房の著述である神皇正統記や職原抄もこの時、吉野に献じて天皇の教学の資にした。

後村上天皇即位とともに、脇屋刑部卿義助が四国西国の総大将を拝して、伊予国今治に到着する。大平記に

義助四国西国の官兵の大將軍を給うて伊予へ下し給へば、予州の官方力を得て、得能彈正少弼を大将として大軍を揚げ河野四郎通朝が河江に押寄せて囲まんとす。河野守ることを得ずして退散す。

官軍の大將大館左馬助を以これを守らしむ。——中略——河江城陥りたるによつて阿波の大西讃岐の羽床牒し合して国中を催す。讃州十河十郎、三谷八郎、神田右兵衛尉をして宮方に服せしむ——

ところが、義助が下向してまだ二十日とたたないうちに彼は伊予の国府で病死をした。

細川頼春は、この機逸すべからずと、池田の小笠原氏、白地の大西氏を交節せしめた。

吉田孫六系図に、

阿波守康永二年（興国四年＝一三四三）九月、頼春四国管領補佐によりて、頼春の旗下に与力すと雖、先祖累代守護職は本の如く国中を執政す。

とある。

また、大西は、南海通記に、

阿波の大西、讃岐の羽床は、累代の大剛の者にて宮方にありしを、今度頼春礼を厚うして將軍方に招き、先陣を頼んで予州に押し寄せ、土肥二郎左衛門が籠りたる河江城を攻めらる——

と。

大西は田井庄の豪族で、白地城に居た小笠原氏の分系であるが、頼春の勧誘で、義盛と行動をとにした。

この大西、小笠原の変節は、宮方に大打撃を与えた。宮方は山岳地帯に拠って消極的な活動とならざるを得なかった。逆に細川頼春の宮方への攻撃は急激になった。

阿波山岳武士の東端の一宮城主小笠原成宗は小笠原氏の一族である。

小笠原長房——長久——長義——義行——長宗——成宗となっている。

一宮氏の系図には、

阿波国守護小笠原長房の孫を長宗という。居城阿波国一宮領三千貫当下半年為政事從元亨年中（一二二一—一二三）奉仕 後醍醐天皇尽忠良 後從曆応元年（一二三八）属征夷大將軍源尊氏勸軍功 貞治癸卯年（一二六三）三月十三日卒

と。

宮方の頭領である一宮城主成宗が孤軍無援の苦闘を続けてきたが、賊勢は次第に強く、正平十八年（一二六三）一宮城を捨てて美馬郡重清城に引退した。このため阿波の東部は、全土武家方の手中に帰した。

吉野川上流の麻植、美馬、三好の奥地山岳地帯は天嶮である。永く持ちこたえて武家方には屈しなかった。三好郡では金丸城、八石城、田尾城等がその遺構である。ここで特に記さなければならないのは、祖谷山に境を接している土佐の山地は、祖谷山とともに官方に属して、阿波山岳武士の後ろ楯となっていたことである。

(九) 西阿山岳武士の活動

阿州の一宮城の危急のとき、西阿の官方は祖谷山から活動をはじめた。それは東祖谷山管生左兵衛尉である。

紀伊国伊都郡相賀庄東家村野川氏所藏文書に

阿波国田井庄 御年貢内三十石 毎年所被宛下也 仍執達如件

正平四年（一三四九）十二月二十一日

左衛門尉康宗奉

野川太郎兵衛尉殿

この管生左兵衛尉をはじめ、渡辺宮内丞の一族（正平六年七月七日）、小野寺八郎（正平七年三月十一日）とその一族、三木左衛門尉（正平七年七月）等それぞれ忠勤をばげみ、恩賞にあづかっている。

この三木左衛門尉氏村は、武家方についていたが、この時、官方に帰属した。

昭和十年京大教授渡辺世祐博士が、阿波史採訪のため滞在調査せられたものがある。その中から、吉野朝時代の阿波山岳武士の状況を摘記しよう。

建武中興が瓦解して、後醍醐天皇は吉野に行幸せられた。吉野は嶮難の地である。容易に大兵を動かし難いところである。それで南風競わずとはいいながらも五十七年間続いた。

これと同じことが阿波山岳武士にも言える。阿波は吉野朝と連絡をし、永く孤忠を守ってきた。剣山を中心にした山岳武士は、名西郡の南部、麻植郡小屋平、美馬郡一字谷祖谷、三好郡井内谷、山城谷等八十キロにわたる高峻な山地、溪谷を根拠地にして、幕府方の阿波・讃岐・土佐等の守護細川氏と戦った。

その山岳武士の主なもの、小笠原・小屋平・三木・小野寺・菅生・西山・喜多・徳善等である。

彼等の活動は、小野寺文書・徳善文書・阿佐文書・菅生文書・喜多文書等に見えているが、ここでは全部はとて書く紙面をもたない。

ただ、麻植郡小屋平村の松家森造氏所蔵のものは十七通で、正平九年（一三五四）九月二十三日の後村上天皇から小屋平五郎と同弥三郎への綸旨二通と、正平十五年（一三六〇）五月十六日の小屋平平兵衛、同十六年七月二十二日の大浦兵衛尉への綸旨をはじめ、四国の公卿方の中心勢力者栗野三位中将の袖判のある奉書等がある。

これらの綸旨は普通のものでなく、うすい白雁皮紙で小さい。これは吉野から遠い山河をへだてて敵地を通っての便であるから、こうした特別のものになったと考えられる。まことに貴重な資料である。

栗野三位中将を補佐したのは阿波守為仲、出雲守時有である。それは三位中将の袖判で為仲や時有の奉書になっていることわかる。

正平五年（一三五〇）七月二十二日から、正平二十二年（一三六七）卯月十四日以後には見えない。それでこの約十七年間の活躍があったことが考えられる。

山岳武士の活動は三位中将を奉じた為仲、時有であり、彼等が指導したわけである。その中で祖谷の徳善・喜多・

小野寺・菅生・阿佐等の八氏は古くから名望が高い。特に喜多氏は大政所といわれている。

これらのことは寛政の頃書いた菊地武矩の祖谷紀行に載せられている。

それによると寿永の者、壇の浦合戦の後に、安徳天皇に、平敦盛の弟の国盛らが供奉してこの地に潜入した。東西祖谷には天皇に関係した多くの伝説地がある。そして八氏は国盛らの子孫と伝えられている。平家の旗をもつ阿佐弘之氏、三好郡辻町内田栄作氏所蔵の菅生家所伝の白旗や、阿佐家に伝わる平氏の系図などはよく人々に知られている。

しかしこれが、そのまま、当時のものであるということは断定しかねる。少し時代が下って後に作られたものではないか。

また深山幽谷であるので、吉野朝時代に他から移住した人達が土着の武士として語り伝えたものではなからうか。それにしても平家の伝承はあまりにも多い。

(6) 阿波山岳武士と土佐

土佐の長岡郡豊永郷は、中央を吉野川が貫流しその北岸は境谷や三傍土ら四国の脊梁山脈で、阿波三好郡三名村に つづいている。

又その南岸は九野川で、阿波同郡西祖谷山村に境し南に走る京柱山脈で、東祖谷村に接している。また京柱山脈で香美郡上韭生村にも接しているので豊永と上韭生は祖谷山と腹と背の関係である。

阿波は神代には天日鷲命の裔の天富命が、忌部の部属を率い麻植郡に来てその付近を開拓した。

その祖日鷲命を美馬郡端山村に祀ってある。これが阿波忌部のはじまりである。ここから祖谷川を溯ると一字村に

出て、山の垣の一番低い小島峠を越すと、東祖谷山の菅生に出る。

ここから久保西山阿佐に出ると土阿国境山脈の嶺の一番低い京柱峠が見える。

小川檜尾を経て京柱峠に立つと西峰や豊永川流域は眼下に展開する。

昔はこの道筋が阿波、土佐の本街道と言える。それは吉野川沿線が、土阿国境から北向して迂遠であり、その上に大歩危、小歩危の難所がある。今日とは正反対に東祖谷が表通りで、西祖谷は裏通りであった。

それで地名も阿波から望んで「西峰」となったものであろう。だから阿波文化、上方文化は、早くからこの京柱口から入ったものである。

この京柱を下って西峰の沖、久生野を経て、香美郡上韭生村明賀へ出る道路と、阿波小川から直接山越えに明賀に出る山路もある。韭生との往復はなかなか便利である。

また、別の線に久生野から豊永川に沿って下って、落合から八畝川又を経て松尾越えて日御子、野尻に出る路もあり「安芸文書」「行宗文書」にある大忍庄内の東川名末延名等に出る近路でもある。

当時祖谷山を根拠地にして活躍した阿波宮方が、吉野川の上流の土佐北方基地、吾橋（今の本山）と、土佐南方基地大忍庄とを確保することは、戦略上まことに重要戦線であるからである。

ここで安芸文書、行宗文書が、阿波の宮方司令部から発せられることになる。

安芸文書（土佐国高知市鉄砲町 安芸実輝蔵）

宛行安芸河内山地事

限東大道 限西聖峯同河□□
合限北溝 江 限南松尾辛
尾ツツン

右以此山内可領知者也有限於御公事者任先例無緩懈可被勤任者也 仍下文如此

建武五年二月五日 御代官 基光

源 重信 花押
補任 源 光在 花押

土佐国大忍庄御任部給田事

右馬大郎 所 ※

右御仕部者為無足致奉公之由歎申之処有其謂之間当名内字目在井地之田一段四十ト次字大瀬町卅代新田共仁四十ト又包吉名内字居内田廿五代四十代此内荒十□在之此坪ニ以所当米所令補任也然者任此旨可致奉公忠勤之状如件

延元三年（一三三八）二月七日

敬白 奉寄附

土佐国大忍庄東河今權現新田事

右奉寄進当社東河国弘名内居内田地卅代候也 然者早每年御節供無緩怠之儀可抽精誠沙汰且為聖朝国吏御祈禱且為庄家安穩泰平為致御祈禱忠勤所令寄附也 仍為末代龜鏡寄附状如件

延元三年（一三三八）六月三日

預所 源 重光 花押

源 光信 花押

宛行

大忍庄東河内清遠名主職事

右於清遠名主者先為真春名田之間為御公事勤仕清遠名主後家庄之□宛行明鏡也 但右近四郎一旦雖宛行其身非器量之仁之間召放後家阿弥陀仏之処如元一期之間無相違所宛行也□早任先例有限御年貢等無緩怠之儀可令致其沙汰者也 仍為向後龜鏡証文之状如件

曆応三年（一三四〇）五月十二日

物部□□ 花押

沙弥誓真 花押

大忍庄□賞□聞□□有御免也 右□□旨依栗野三位中将殿仰状如件

正平八年（一三五三）二月一日

出雲守時□奉 花押

土佐国香美郡仙頭村（今物部村）小松克規氏所藏の小松文書によると

大忍庄東川内於所持未清名者為恩賞左近兵衛尉助宗 一円管領不可有相違之旨 依栗野三位中将殿仰状如件

正平十一年（一三五六）二月一日

出雲守時有奉 花押

行宗文書（土佐国土佐郡石井村行宗貞義氏所藏）

大忍庄内行宗名者為恩賞右近衛尉弘重管領不可有相違之旨 依仰状如件

正平十一年（一三五六）二月一日

出雲守時有奉 花押

小松文書

大忍庄東川内於所持未延名者為恩賞右近兵衛尉信末一円管領不可有相違之旨 栗野三位中将殿 仰状如件

正平十一年二月一日

出雲守時寿 花押

小松文書

大忍庄東川内於所持清遠名者為恩賞小松右衛門入道寛祐一円管領不可有相違之旨栗野三位中将殿 仰状如件

正平十一年二月一日

出雲守時寿奉 花押

右夜須小松七之丞凡二通今按正平南朝後村上之年号而十一年北朝後光嚴延文元年也

(蠶簡集)

小松文書・

大忍庄東川内於所持未延名者 為恩賞左近兵衛尉助宗一円管領不可有相違旨 栗野三位中将殿 仰狀如件

正平十一年二月一日

出雲守時寿奉 花押

行宗文書(土佐國土佐郡石井村行宗貞義氏所藏)

大忍庄内行宗名本新田一反□為御供田所奉寄附 聖御応宮也 弥可抽御祈禱丹誠之旨依仰狀如件

正平十一年二月一日 出雲守 花押

行宗名新田一段所奉 真澄御房参

山田少納言殿下知狀

大忍庄西河内行宗名々主職事

源千代石丸所

右於名田者任相伝道理可令領知者也 仍下知狀如件

延文六年卯月五日 僧頼祐 花押

註 延文六年は南朝の正平十六年(一三三六)に当る。これで大忍庄にも北朝年号が現われはじめた。

この外に南朝年号の見える古文書に

堀山根木屋名本職安堵状

正平十四年三月二日

川田彈正左衛門頼芳 花押

塙山守利名本職之事

正平十四年

「右大庄屋家蔵」(塙山風土記)

等がある。

以上の文書で考えると、この大忍庄で官方に馳せ参じたものは、安芸氏をはじめとして、小松氏では右近衛尉助宗、左近衛尉信末、右衛門入道寛祐、行宗右近衛尉弘重等一族及び僧真澄、頼祐等の名が見えておる。

これは祖谷山の背に源を発して流れる物部川流域の名主、庄屋をはじめ、神主や僧侶等は官方に味方していたものである。

土佐は尊氏が反逆した時から足利の勢力下にあった。大忍庄と隣りの香宗郷の須留田城主須留田式部大夫入道心了、同郷の領主甲斐秀頼が直ちに尊氏に帰参したのにもかかわらず、大忍庄が義軍に加わり、少くとも正平十六年、つまり延文六年卯月五日の北朝曆文書の出るまでは、南風はここ大忍庄に義旗をなびかせていたことがわかる。

なお、大忍庄は天正地検帳には、岸本・徳善・王子・山南・西川・逆川・山川・道家・葉尾・半名・別役・栗本・文四郎・楨山等がある。南北朝時代もこれと大差はないと思う。

(二) 大忍庄の人々

この大忍庄は、人文が早くから開け、人口も相当にあったものと思う。平安朝初期の「和名抄」にも「大忍」として出ている。同書に出ている郷名は殆んどが平野地方の地名のみであるが、山間地で地名の載っているのは土佐で

は、ただこの「大忍」だけである。

当時は物部川流域の現在の美良布、在所、上葦生の諸村もふくまれていたものではないかと思う。

この物部川の流域は、物資は豊富であり、地味は肥沃で、経済的にも糧食の点からも、また地理的にも香長平野を控えて土佐国府にも近い。そればかりでなく、土佐と阿波・淡路・紀伊・吉野を結ぶ、最良の捷徑路である。だから吉野朝廷がここに注目して、武家方の土佐の西郡・東郡を中断して、ここ大忍方面を土佐経営の中核として主力を傾けたものと思う。

まず、南朝の宮方が、この方面に手を染め始めたのは、建武五年（延元三年＝一三二八）二月五日付の、安芸氏に河内山宛行うた文書で、「限東大道」とある。河内山は在所村河の内と思うが、この川の内から松尾越豊永街道を「大道」と言ったものであろう。今の国道幹線であり、今なら三十二号線にあたる。

往古はこの大道で、豊永の物資が美良布村の日御子へ出る。日御子は物資の集散地であり、すべての交流の中心地であった。

また同文書の「限南松尾等」とあるのは松尾部落の事であろう。「於御公事者任先例無懈怠可被勤仕者也」は、ここに關所があつて安芸氏がその番人庄屋であつたものだろう。そうして当時、この松尾越が、交通至便の要路であつたことが判明する。

次に延元三年（一三三八）南朝の年号が二枚ある。東河今権現へ新田卅代を寄進した寄進状には「為聖朝国□御祈禱……」とある。この聖朝は言うまでもなく南朝を指したもので、今権現の久重山字「ゴンゲン平」の十二所神社の事であろう。

由来大忍庄は、花園天皇の延慶二年（一三〇九）紀州熊野権現の社領に寄せられた時からじまる。槇山村岡内「小松氏所藏文書」に、「熊野領の事」として

土佐国大里（忍）庄槇山与山田蒔生山堺方至之事 令熊野御領之時定之

谷合秋延名 長谷川秋次名内 令増名内 根木屋守利名内 宗恒名内 宗久名内 宗重名内

延慶二年三月二十日 政所 在判

秋延名 秋次名 令増名 守利名

延慶二年三月二十日 政所 在判

（槇山風土記）所載

土佐国大忍庄槇ノ山与山田蒔生山堺方至ノ事令熊野御領之時定

谷合秋延名 春日野ニ三本楠次
次白名 穂彌一テ アセビノ谷ニナナツイ
次クツカ谷ニ楠

長谷川秋次名内 シタノ下ノ社を以 クイシノタワ

次サンナノ木ノエリ 方至

大橋令増名内 手スキノ下ノ江見 次モリ石 次落合淵

次早クノ滝 次柳瀬方至 コリスカレ 次七本檜次大滝 柿尾滝

根木屋守利名内 女男檜 小堺在

岡田 宗恒名内 南地ノ江見 小堺在

別役 宗久名内 山モチノ滝 右同断

別府 宗重名内 午路ノ三アイ 小堺在

延慶二年三月二十日 政所

右方至書依虫喰 今改写之畢

貞享元載甲子（一六八四）五月吉且小松大郎兵衛

このように熊野社領であるため、往古は紀州熊野から村上水源上人が御厨子を負い来ていまの徳王子の社地に勧請

請したと言う元鼎社の若一王子宮がある。その外に槇山村には、数十社の熊野系の神社が勧請、創立されている。
若一王子宮所蔵の古文書に、

「下土佐国大忍庄

補任若一王子別当職事 僧増源

右以人補被職仕親父禪源護状有限神事仏事等無懈怠致其沙汰書補任安堵神人等宣承知不違失故以下

文保三年（一三一九）三月十六日

奉鑄槇山郷内十二所 鐔口 一〇

沙弥道榮敬白 応永三年丙子二月

願主 佐伯 重 守

（以上「蘆簡集」所載）

（三）修験者の通路

大宝二年（七〇二）のこと、備前児島郡林村に役行者えんのぎやうじやの高弟の義学尊者が勧請したという熊野十二所権現がある。七堂伽藍を配置して新熊野といわれる程の壮大さであり、且つ修験の本場とも称えられた。その内に常住院というのがある。始祖は小島長床を襲名する一派であった。その一派は毎年のこと土佐の熊野信仰地を巡回して神札を配布することをごく近年までやっていた。

この土佐往復の通路が豊永通りである。前述の松尾越及び西峰から上葦生へ越える笹越である。この通路が葦生・豊永・阿波の交通路であったことが次の古文書でもわかる。

国一之内に旦那有之ニ付毎年被候由 豊永道に無相違可被通候 以上 野 玄蕃

寛□五年十月廿三日 小島法師

右一通備前国児島郡林村常住院藏（竊簡集）

十三 吉野朝廷と熊野と大里庄（大忍庄）

次の「新宮所藏文書」を見ると吉野朝廷と熊野との関係がわかる。

阿波国日置庄地頭職所有御寄附熊野山新宮也存其旨 可被有御下知之由

天氣所候也以此旨可令申入口給仍執達如件

天授五年（一三七九）三月廿一日右大弁時照奉

また元中元年（一三八四）には勅して新宮に神宝を奉らしめられた。この日置庄というのは今の板野郡御所村・一条町・松島町・大山村の諸村であり、熊野神社の古社が数社ある。

後光厳天皇の貞治五年（正平二十一年＝一三六六）には熊野那智神社を、土佐大里庄で造営している。左の古文書である。

「熊野新宮造営記」「那智文書」

土御門天皇 承元三年 造国阿波

後光厳天皇 貞治五年 造国土佐大里庄 造進 足利義詮

奉行 佐々木佐渡判官入道道譽

行宗文書中、行宗名で新田一反を聖御応宮に供田として寄附されたとある。この聖御応宮とは、東川村久重山字ト

子ヅクリ鎮座の聖神社の事であらう。

天授六年（一三八〇）に細川氏は一族頼益を土佐守護として香美郡田村（今南国市）に駐在させたから、土佐の武家地帯はいやが上にも武家方の威力が強くなっていった。

官方は全く南風競わずで、孤軍奮闘・孤忠を護る大忍庄地帯も、その後は官方の消息が絶えた。これも是非ないことである。

しかし以上のように、南朝の暦年の入った古文書のあることは、微かながらも南朝の官方に孤忠を護るものが大忍庄にあったことを示すものである。

春風秋雨六百余年美しい忠誠の話のあることは郷土の誇りである。

（一）吉野川

大豊町を象徴する五つの中に吉野川を入れたが、嶺北の文化は、考え方によると吉野川の文化といってもよい。手箱山から東に流れて一九四キロ。時に岩に砕け、岸を噛み、珠を流し、深淵藍を滯ますこの吉野川。川の名前も南朝と縁があるのではないか。

「阿波国国鏡」に、

「後小松天皇の御宇、明德四癸酉年（一三九三）吉野の帝当国へ御下向の砌 吉野川（芳野川）にひとしど仰せられけるを申伝、吉野川と言なり……」

と。

土佐は四国中でも陸の孤島である。南は黒潮吼える太平洋、北は四国山脈の峻嶺が南北の交通をとぎしている。

しかし、この吉野川の溪谷があればこそ、これが交通の大動脈であり、文化の流入の力にもなっている。さらに阿波の美馬郡祖谷山から越して来る京柱通りの山嶺路は、早くから開けていた。この路線の開けたのは割合に早い。

桓武天皇の延暦十六年（七九七）に、吾橋（今本山）、丹川（立川）の二駅を置いている。これは瀬戸内から土佐への門戸となり、中央文化を北から受入れた玄関である。

長徳寺三社などの神社仏閣が、この地に建立になったのもこのためである。嶺北のこの盆地から笹が峰を越すと伊予の川之江に近い。後世本山氏がここにつけて、土佐半国を掌握したのも、この險要の地であったからであろう。

吉野朝時代にも、一番重要な地域であった。元弘二年（一一三三）に後醍醐天皇の皇子一品中務卿尊良親王に、この地吾橋郷を賜っていられる。

長徳寺文書（藍簡集収）

令旨国宣案

土佐国吾橋山長徳寺院主職並寺田畠荒野等事伍相伝之旨宣賢致管領可專御禱者 依 中務卿宮令旨悉之以状

元弘三年十一月十三日 在御判

註云 右一通長岡郡本山郷長徳寺藏人凡テ三十六通

第二十六紙。平道謂中務卿ノ宮ハ後醍醐天皇一ノ宮中務卿尊良親王ナリ

（長徳寺文書）

土佐国吾橋山長徳寺院主職並寺田畠荒野等事令旨如此早可令知行領掌之如件

元弘三年十二月三日 左衛門尉

長徳寺院主御房

註云、右ノ一通長岡郡本山郷長徳寺藏凡テ三十六通ノ第二十七紙

（長徳寺文書）

土佐国地頭御家人等安堵事奏聞之処為国司早可被書下 但本所進止 下職者不可及其沙汰之旨天氣所也 以此旨可被申入候
仍執達如件

元弘三、八月二十五日 左少將 宣明

前右兵衛督殿

註曰、右一通長岡郡本山郷長徳寺藏凡テ三十六通ノ第二十五紙、今按中宣明ハ中御門也。右兵衛督ハ未詳、土佐遺語曰此口宣
大草書殊可觀焉今亡矣

平道謂中御門宣明卿は正二位權大納言、貞治四年薨六十四歳從二位經宣卿男（大平記）

この宛名の右兵衛督という人は、どうした身分であるのかわからない。この元弘三年から二年後の建武二年に出された次に挙げる「西園寺文書」によると、当時右兵衛督は 西園寺公重で、もと伊予宇摩庄（今宇摩郡）は西園寺家の所領であつた。

宇摩庄と境を接した土佐の立川、吾橋二駅の管理権も西園寺家の手にあつて、長徳寺を荘官としていたのではあるまいか。

吾橋、立川駅家を設置したのは、延暦十六年（七九七）であるが、吉野川流域南岸を三縄辺から中津山越えに西祖谷に入り、田内、一字吾橋を経て有瀬から豊永への道は、彼の歩危の難所を越えず、土佐入りの近道である。

この道は上古からの通路である。これで寺内の豊楽寺、寺家の長徳寺の仏教文化が生まれた。吾橋という地名もこの阿波の吾橋からきたものではあるまいか。そうして長徳寺の全盛は、鎌倉時代であつて、長徳寺文書はこのことを物語っている。

西園寺文書に、

山城国鳥羽庄、伊予国宇和庄、同国宇摩庄（中略）阿波国田井庄、同国浦庄（計三二庄）右所々管領不可有相違者也。天氣言上如件

建武二年七月十二日 具光謹言

右中将 判

進上右兵衛督殿

西園寺公経の妻は、藤原能保の女で、その母は源頼朝の妹である。公経は鎌倉幕府を背景にして太政大臣になり、従一位に叙せられた。

田井庄がこの西園寺領になったのは、この頃であると言う。公宗の代になり、元弘の乱があり、北条高時が誅せられて後、公宗、高時の弟泰家を保護して、竊かに反逆を企てていたことが、竹林中納言公重の告げで事があらわれる。公宗が誅せられ、公重は功によって西園寺領を賜った。建武二年の文書はこの時のものである。田井庄の境域は次の通りになっている。

嘉元三年（一三〇〇）田井庄野呂内（雲辺寺文書）

正平十二年（一二五七）

田井庄中西郷得銭名（西祖谷山徳善文書）

貞治二年（一二六三）

阿波国田井庄羽津宮寺

□内郷社天橋立神立鰐口銘

永徳二年（一二八二）

阿州田井庄池田住有全

土佐豊永豊楽寺大盤若経奥書

応永九年（一四〇二）

阿州田井庄大西……

川添三宮神社所蔵大般若経奥書

応永十年（一四〇三）

阿州太井庄中西郷南河崎大明神流通物也

慶長九年（一六〇四）

中西郷検地帳、中西山分五ヶ所、祖谷廿二名、中西郷とは今の三縄全村、祖谷二十二名とは西祖谷

山村である。（佐馬地村史）

以上で田井庄は昼間州津、池田以西の地であり、三縄郷は田井庄以東の吉野川南岸の地と言うことになる。なお「阿波志」に、

源頼武称大西出雲守 領本郡及土佐長岡郡至立川 伊予宇摩郡至関山 讃岐豊岡郡七邑謂之大井庄

立川は後の大杉村立川で、現在は大豊町である。関山は宇摩郡の関川で、豊岡郡七邑は今の三豊郡七箇村の事であろう。

これによると宇摩郡の全郡と長岡郡立川までが、田井庄に含まれる。前記西園寺家の所管と符合している。阿波小笠原氏は三好郡本領の外に西園寺家の荘官を兼務したのであろう。

それで前出の長徳寺文書の前右兵衛督宛の古文書と、この西園寺文書の右兵衛督とは同人であらう。小笠原氏の同族豊永小笠原氏が、吾橋立川辺まで西園寺領を代官していたものであろう。

元弘の変で、今まで北条氏に優遇を受けていた長徳寺は、一朝のうちに南朝支配になった。ここに南朝方北泉地頭影山孫吾郎の庄迫を受けることとなり訴訟が起る。

土佐国守護御領吾橋山河副山内長徳寺院主宗賢謹言上

欲早且任代々地主寄進状等且依重代相伝理預安堵御下知備駿代亀鏡逐修造功弥致御祈禱忠節当院主職寺領田畠荒野等四至見本寄進状事副進

三通地主寄進状案 久安応保 安元

三通手継讓状案 此残文書等教通在略之

三通 御下知案

右当時者 吾橋山開発領主頼則盛政等去久安五年定置寺領四至界奉施入荒野以来云本堂云 鎮守星霜年久 崇敬異干他靈場也 雖然寺領依為寂狭少年々破壊顛倒之間先師等如形遂修造之功至干宗賢干今無相違所令相統也 爰去年五月当寺悉令焼失訖而宗賢自元無力之上近年一方西界当山内北泉地頭陰山孫五郎為長崎左衛門入道円喜祇候 人之間以被權威動依令濫妨 寺領山

畠荒野等不令寺務弥寺家荒廢之間以宗賢自力難令造營之処 影山為朝敵与同損已訖仍為闕所國務御管領之上者可被止非分之違乱之処何俟 因播公当山所務之間 使者弥藤次 去月上旬令黙札寺領西汗見作麦可進濟年貢之旨及非分沙汰之条難堪次第也 当寺者為守護御領内之上者可預興業御沙汰之由含訴訟之副及如此御沙汰之間為伺上聞令上落者也

早被恙御敬心 被止彼預御合力欲遂其功就中今幸奉遇善政御代殊仰御憲法貴然者被直朝敵円喜家人陰山孫五郎非分違乱跡任根本河副山内地主寄進狀四至之旨悉下須安堵御下知且遂修造之功且向後弥為抽御祈禱之忠勤粗言上如件

建武元年四月 日

註曰右一通長岡郡本山郷長徳寺蔵凡て三十六通の第二十八紙

平道謂此条は南朝の士長崎左衛門の尉師宗入道円喜が家人陰山孫五郎が濫妨するを長徳寺の宗賢が將軍足利家へ訴訟する書なり。太平記卷の二曰 執事長崎入道が子息新左衛門尉云云 卷の七に曰（千破剣城軍の条）其初日の発句をば長崎左衛門尉師宗（さきかけてかついろみせよ山桜）としりけるをわきの句へ藤次郎左衛門尉（あらしや花のかたきなるらむ）云云 陰山彦五郎は当国吾橋山北泉の地頭也

（同文書）

一、土佐国吾橋川副山内長徳寺院主職事

右当寺院主職者宗賢帶代之下知狀等寺務無相違仍寺領四至境者伍本寄進狀可有其沙汰也次地頭方仕部以下甲乙人等於事領内令押作之致寺田違乱之由事於自今以後者令停止之全寺務一罷致御祈禱忠勤之狀如件

建武二年十一月十八日 沙弥

註曰右一通長岡郡本山郷長徳寺蔵凡て三十六通の第二十九紙

平道謂 此に沙弥とあるも安東藤内左衛門入道なるべし 上条の元享三年四月十八日正中二年六月二日の文書併見るべし

吾橋河副山内西汗見畠地近年者号北泉山之由地頭 致違乱於今者伍理運被付河副山此上者於長徳寺々領不可有相違之狀如件

建武二年十一月十八日 沙弥 花押

タトシソノウチニキタヤシキノコトヒカシハムカイノタキカギリ 南ハタテミチヲカギリ 西ハトリコエノトウカギリ 北ハ
ヲチセノ神ノキヲサカイヨコミチヨリシタカギリ ソノウチニナカハタレアレイチ一キイタフシノウチナリ

此内にまじりなし

沙弥

長徳寺は、近衛天皇の久安五年（一一四九）の草創で、土佐の古刹である。これに配する鎮守社は、紀伊熊野から十二所権現、若一王子を勧請し、また近江の白髪神社から白髪大明神を勧請して、これを長徳寺三社と称している。本寺には「長徳寺古文書」といい、安元二年（一一七六）から永和二年（一二七六）までの百年間の古文書が所蔵されていた。（しかし今は亡い。土佐国鑑簡集に拠る）源平時代から鎌倉時代にかけて、社寺領数百町歩を所有していたと言ふ。それで本山一円にわたっていたものと考えられる。

吉野川を溯上してきた頼則、盛政等が、この盆地を開発し、紀州熊野から社寺を勧請したものであろう。

社寺伝によると源頼朝時代から、幕府の崇敬社寺であつて、次次に地方の豪族から社寺領の寄進があり、広大な領地を持った。鎌倉時代は北条氏の直轄となつたもので、右古文書にもあるように元享年中北条氏は家人安東藤内左衛門を土佐守護に任じて長徳寺の訴訟を裁断せしめている。

この寺は北条氏に属していたから、元弘の変に、社寺の勢力圏の吾橋郷は、尊良親王の庄地になり、本領安堵の論旨と、宮の御令旨が下つた。しかし多年北条氏の旧遇を忘れなく新武家尊氏につき随つて、その援護を求めたものが、右の言上書となつたものであるう。

長徳寺はその後、長宗我部と本山氏の争乱の時に、再度焼失した。その後復旧が出来なかつた模様である。

同地は吉野川畔に稀に見る盆地で、田地食糧が豊富である。汗見川を溯ると猿田越えの山路で東予、西讃の要地の三島川之江に連絡ができる。だから最も重要視せられたものである。それを長徳寺文書で知ることができる。

土佐国庁北条吾橋山

奉免長徳寺並王子殿四至内万雜事

右奉免意趣者件寺殿有限氏伽藍御座而破壞顛倒無限者 四至内在家役令奉免欲令伽修理政所令奉免之狀如件

丙申安元二年十二月三日 清原 花押

伊部 花押

伊部

十二所白我供僧永義供田貳町内八町の内 留守所於注書生田所見申伍桿出解蹤不可有相違之狀如件

吾橋山一色沙汰人等加判 相衆 花押

承元參年三月五日 一色得目代 花押

奉寄進長徳寺寺領事

東限アトノ谷 南限大河

四至

西限ヲラクラノミネ 北限坂本ノ北界

但此内ニシウタノ名立野分除之

右於寺領者任先祖寄進之狀旨重令寄進也

子孫等更不可有違乱依為後代寄進之狀如件

永和二年三月九日 前信濃守八木朝臣 花押

この四至を見ると寺家と汗見の二部落は全部寺領になっている。このほかに本山の十二所神社、森の白髪神社の社領もあるので全社寺領は広大なものであった。経済的に見ても長徳寺の重要性がわかる。また地理的、戦略的に見ても吉野紀伊を吉野川、紀の川で結び、阿波・伊予・土佐を結ぶ唯一の一線である。本山はその最終拠点と言える。

後世本山氏がここから土佐の中央を経略したことを見ても、土佐経営の基地として吉野朝で早くも尊良親王の庄地と定められた。

長崎円喜が家人北泉の地頭影山孫五郎を代官として寺領を整理させた。前に出た院主の宗賢の言上書は、南朝方の処置に対する異議の申し立てである。

これについて翌建武三年十一月に守護職安東藤内左衛門は、これを聞き届けて、寺領濫妨を停止せしめた。当時北朝方の社寺領を侵すのは兵糧米を得るためであろう。

嘉暦二年（一三二七）に大高坂郷の地頭大高坂左衛門太郎助貞、伊勢坊隆秀等が同郷在の立山神社の神田を侵し、神用米を押領した事を北条氏に訴訟したことが立山文書に残っている。

其の後、足利尊氏は、観応二年（一三五一）に長徳寺院主に教書を下して乱妨を禁止して寺院を懐柔している。

祈禱事目出度候祢可被致精誠候也 仍執達如件

観応二年二月十八日 源 花押

長徳寺院主御房

禁制長徳寺領事

吾於被寺所者甲乙人等不可致乱妨狼籍之状如件

観応二年卯月二十五日 源 花押

この二通は、尊氏の教書で花押は尊氏である。観応二年は南朝の正平六年にあたる。

この後、影山孫五郎の向背は記録もなく一切不明であるが、次の古文書がある。

熊野新宮文書

熊野山新宮造管数所 土佐国大里庄領家職事 御教書如此案文遣之畢 山内次郎左衛門濫妨沙汰雜掌可致 全所務之状如件

観応三年九月二日

この山内とあるのは吾橋山内のことである。次郎左衛門は孫五郎の書き違えでないか。または他に別の人物があったのか。いずれにしても阿波、大忍、豊永、本山は地理上一脈の連絡を通じていた事がわかる。

(二) 豊永の小笠原氏

豊永の小笠原氏は、その先祖は阿波の小笠原氏と同族の甲斐源氏の小笠原氏から出ている。のちに地名にちなんで豊永と姓をかえたものである。それは五山僧の希世靈彦の

「村庵小稿」に

靈彦、村庵小稿 小笠原道資画像賛 小笠原右京亮源道資、其先食肥州下松浦豊永庄、承久中 徙于土州長岡界郷とある。

肥前には東松浦、西松浦の二郡があるけれども、豊永という地名はない。熊本県（肥後国）の玉名郡大原村に「豊永」という地名があるから往古は或は下松浦郡と呼んだかも知らない。

肥後国、「相良文書」に「豊永四百丁 地頭藤原家基 相良氏族 肥後豊永より起る。

「相良系図」に長頼頼貞（五郎豊永云々の祖）もと一条氏に属せしが、後長宗我部元親降る。文書に「奉行豊永理右衛門（これは式部の親の由）堀田正信判書に「豊永式部」等見え、長宗我部系図に「兼序の妹豊永室」（姓氏家系辞書）

右の文献で考えると、信濃小笠原氏の先祖の小笠原長清が、鎌倉の命令で阿波守護佐々木経高を討って、阿波守護になった。当時経高は阿波守護として、淡路・土佐も管轄していた。土佐を管轄するため、同族の小笠原氏を九州から招いて、阿波に近い国境の豊永へ配置したものであろう。

高知市山田町小笠原源次郎氏所蔵の小笠原系図に、

「小笠原備中守豊永避阿州ノ乱移干土佐国偶居此山中年曆未詳諱為名字子孫多可尋」

とある。とにかく、九州よりひとまず阿波に落ちつき、阿波から豊永に移ったものであろう。

一説に豊永の地名は、この備中守豊永から起っているとも言っている。

昔から地名を取って姓にする例はあるが、名を取って地名にした例はあまりない。或は阿波の小笠原氏が、阿波へ入国してみると国境に豊永と言う地名があったから、ここに招いたのではあるまいか。さて豊永下土居の山頂に古城趾がある。これを下土居城と言う。

土佐国古城略史に、

豊永下土居城 小笠原備中守豊永居之

とある。土居の地名は領主の居所を言う。それで上の領主の居所に対して、下の領主の居所を下土居と言ったものであろう。

嶺北の地名には、阿波の方から名付けたと思われる地名が多い。例えば西峰の地名は阿波からつけたものである。土佐から名付けると東峰である。これで言う和阿波小笠原の上土居に対して、土佐小笠原氏の居所は下土居である。

この豊永小笠原氏が下土居城の麓にたてた居館の跡に、氏神松尾神社がある。

この松尾神社の寛永年間の棟札に「大原松尾神社と小原松尾社」と書いたものが二枚ある。これは肥後の村の大原と、豊永の近くに小原と言う小字がある。今の神社の地字も小原である。また、松尾神社の松尾は小笠原氏発祥の信濃の松尾城及びその居館の松尾館から取ったものではなからうか。

こんな考証で小笠原氏が肥後―阿波―土佐と移住したことがわかるようである。この小笠原氏の居城下土居城はその機構が山城的築城法で、この城を中心として約四キロ余四方に佐賀山城、庵谷城、桃原城、三ツ子野城、粟生城、中内城、西峰城等が取囲んでいる。

いずれも山城式で多く吉野朝時代の築城であると専門家は見ている。ここで豊永小笠原氏が阿波小笠原や山岳武士とともにその防備を固めたことがしのばれる。

安芸郡安田町豊永省三氏所藏の「豊永先祖聞伝記」に、

一、豊永者源氏小笠原姓也

一、土佐國地頭家人安堵の事を奏聞の処 為國司早可被書下於木戸進止下職者不可及其沙汰之旨天氣所也以此旨可被申入候

仍執達如件

左少弁 宣明

前右兵衛督殿

一、大友記曰 長宗我部 安芸 本山 豊永 山田 大平 津野是を土佐七人衆と言 幡多郡に有三十六國人 一条公を奉國

司 土佐遺語に谷重遠記有 何之頃より 安芸、山田、長宗我部、本山、大平、吉良、津野、七人衆と成 土佐守護のこと

豊永藤五郎代より書付一枚有枚破損の字写に記本文添有 右未不詳

この記事によると、「左少弁宣明」の奉書は、豊永藤五郎が所持していたようになっている。藤五郎は小笠原氏の直系で、津家村を所領とし、長宗我部元親の奉行格であった。

豊永氏が官方の背景であったので、国境を接した祖谷山でも、阿波山岳武士が、三十余年の長い間、節を守ることができたのであろう。

この吉野川流域と、吉野との連絡は、すべて熊野修験者達がとったもので、伊予石鎚山は、役小角えんのしょうかくの開山と言い伝えるのは、吉野川の上流にあるからである。

(三) 吉野朝廷と熊野水軍

紀伊の南端潮岬を中心にして、日御崎にかけて、半径五十哩余の海と、潮岬から志摩国麦崎にかけての半径七十哩余の海を総称して熊野灘と言っている。

この熊野灘の沿岸は屈曲が多く漁業の利はすばらしい。大和紀伊をわたって峻嶺高峰は重疊としている。ここらは木材資源が豊富である。

南方は烟波渺茫の太平洋である。海と山との形勢は相まって天然の要塞を形づくっている。

熊野神社は古から本宮・新宮・那智を熊野三所権現または三熊野と言ひ、社殿、僧坊は墓をつらね、社務寺役に参与する社人・僧徒はどれほどの数に達していたか。さらに大和の金峰大峰から熊野にわたる修験道の道場として、これを信奉している修験者の数を加えると、これまた大へんな数になる。その勢力は全く隠然たるものがあつた。

ふだんは海に漁をすることもあつたが、荒波に鍛えた舟航の技術で、熊野浦数十里の制海権を握っていたというのが、その実情である。俗に言う熊野党であり、熊野水軍である。悪くいえば熊野海賊である。

南朝が、吉野の山奥に行在所として、五十七年の命脈を保っているのは、十分その理由がある。一つには北上川、十津川、熊野川等の縦谷である。紀の川、吉野川で、淡路や四国と連絡することができる。それとともに海には熊野の水軍がいる。これが第二の大きな理由である。熊野水軍は瀬戸内海水軍と結んで、四国九州にかけて制海権を握っていた。いつも気脈を通じていたから、軍機の連絡に当つたものは、各地に熊野信仰を植えつけていった。それが神社の創立となり地方民と接触していた熊野の修験者達の活躍の拠点となつた。

土佐全土が北朝の手中に帰した後の正平十一年に、粟野三位中将の袖判のある綸旨がある。それによると大忍庄の武士数人に遣わされていることは、同地方に熊野の社領で、吉野・熊野・阿波・大忍と連絡が緊密に結ばれていたしるしである。

これより先の元弘三年花園官が大高坂城救援に戦つた時の康永元年九月二十六日付、佐伯国貞文書中にも、「熊野山凶徒」とあるのは前述の紀伊熊野党であり熊野水軍が、北朝に対して遠征をして来て一行に参加したものであるこ

とが明瞭である。北朝方から見れば凶徒であろうが、南朝方から見れば義軍であり、援兵である。

この頃、瀬戸内海の塩飽二十八島を基地にして、吉野朝のため軍需補給にあたったのが村上義清、北畠師清等の水軍の団である。やがてこれが倭寇となって、遠く大陸沿岸浙江、蘇州の海に進出するのである。

さて、熊野水軍として、南朝のため活躍したものに熊野別当湛誓を魁として、その子湛助、湯浅入道定仏、山本判官、小山三郎実隆、渋谷九郎重興等がある。

淡路の沼島には阿波小笠原の一族で小笠原刑部、小笠原美濃守が蟠居していた。

塩飽二十八島には佐々木飽浦三郎左衛門尉信胤がおり、小豆島から内海にかけて北畠師房、村上義清等の水軍が伊予忽那一族の水軍と呼応して畿内の咽喉を扼していた。同時に九州への海上連絡も計っていた。

土佐でも、大高坂戦に遠征して来ているように、熊野水軍は、時に山伏となり、時に水夫となり神出鬼没の変幻ぶりである。武家方の舟を奪い、兵站を侵し、吉野朝のために活躍したことは驚くの外はない。

忽那一族の軍忠状にも「熊野勢当国下向、兵糧兩度」とあるから、伊予方面へも度々来て連絡を取っていたことがわかる。

延元四年（一三三九）備前国飽浦の人佐々木信胤、小豆島に拠って吉野朝に応じた。朝廷に於ては熊野水軍の二将小山氏、塩崎氏らと合流協力させている。

小山文書に

佐々木信胤 備前国於小豆島揚義兵（中略）早南山一族相催可被合力也 天下御大事此時也者 天機如此 仍執達如件

延元二年五月二日 左少将

小山一族中

塩崎一族中

この頃小豆島は備前児島郡に属していた。

信胤が小豆島確保で、熊野水軍塩飽水軍伊予水軍と連絡がとれ、伊勢湾から熊野灘、紀淡海峡、瀬戸内海へかけての制海権が、吉野朝の手中に帰した。

正平二年（一三四七）六月熊野水軍と中国四国地方の水軍数千人が、大挙して日向沖にあらわれ、目井浦から大隅肝付郡内之浦土崎の間を過ぎ、鹿児島湾に入り、海陸呼応して武家方島津氏久の籠っている東福寺城を攻撃し大いにこれを破った。

薩藩旧記に

四国中国海賊等三十余艘 自飯肥南郷内 目井浦 奔通肝付郡内之浦王崎之間 定可相加凶徒歟急速可致用意之由 野辺孫七盛忠以使者所馳申也 仍書狀如此 不廻時刻馳寄当陣 可被致合戦 仍執達如件

貞和三年（正平二〇一三四七）五月二十七日

沙弥 花押（島津貞久か）

清色亀鑑に

渋谷九郎重興申軍忠事

於貞和三年五月二十九日夜 薩州鹿児島院御敵等 忍取浜崎城之間 六月三日 最初馳越東福寺 相待御方軍勢之処 同六日卯刻 熊野海賊以下数十人 海陸共寄来間 雖為無勢捨身防戦刻 凶徒等数輩令打取追放了 仍郎從藤四郎額切疵畢 此等子細御祇候人野本孫七同時合戦之間 令存知者也

次同九日 相向紫原後卷 一族相共及散々合戦畢 然早預御一見狀 為備後証 恐々言上如件

如何に水軍が活動していたかが、この一つでもわかる。

海上ではこのように優勢であった宮方が、四国の陸地では武家方の細川氏におさえられていた。細川氏は讃岐を本

拠として、阿波・伊予・土佐に一族を配置して、次次に官方を討伐した。残るものはただ吉野川を一線とする上流地域のみにある。

ここで南朝は戦略として、四国の中央把握のため、阿波の三位中将とこれに供奉する出雲守時有、阿波守為仲らの祖谷山駐在となり四国経営の手が延ばされたものではあるまいか。

(四) 淡路、阿波の水軍

淡路の沼島には小笠原美濃守がおり、伊島には小笠原刑部がいて、官方として紀伊水道の咽喉を固めていた。(田所眉東著阿波新田氏に拠る)

紀伊国牟婁郡安宅氏文書に

淡路国沼島以下海賊退治事 早廻籌策可致忠節之状如件

観応元年(正平五〇一三五〇) 六月三日

義詮 花押

南海治乱記に

灘目樟泊は那賀海部の境也 海深くして舟繋りよし 何風にも能泊也 椿水崎(蒲田岬)は海部の内也 紀州白井の水崎へ十

里也

とある。

樟泊は官方水軍の根拠地で同湾外の野々島、加島(舞子島)には防備のため広大堅固な城がある。(阿波新田氏による) 阿波小松島もまた阿波水軍の重要根拠地である。この港は奈良朝時作から中潮といい、阿波三大港の一つである。

紀伊安宅浦の「小山文書」に

阿波国海賊出入所被聞召及、関東御事書並六波羅御簡条案文 謹而拝見仕候事 於被仰下之旨 随且聞可申触候 於領内勝浦
郡新庄小松島之船者 定紋□唐梅候事 此条若偽申違者 日本国中大小明神御罰可罷掌之状如件

元享二年（一二二一）四月 日

阿波東部では阿波宮方の総師で、長く操守を持した一宮成宗は、この小松島水軍と椿泊水軍を一味とすることで、持久戦に堪えてきた。彼は特に細川氏の膝もとにありながら水軍の加担があつて始めて節操を堅持し得たのであろう。

（五）阿波三位中将

阿波守為仲、出雲守時有等が奉じた阿波南軍の指導者栗野三位中将とはどんな人であつたか。なおここで、大忍庄の小松文書、行宗文書、安芸文書には、時たま出雲守時寿という人の名が見える。これは或は時有の子息に当る人を大忍庄へ派遣して置いたものかとも考えるが——しかし確証は得ていない。

さて、栗野三位中将であるが、位階等から考えても相当の御身分の高い方であつたと思う。

正平二十三年（一二三六）卯月十四日以後の文献には、何等その消息を知ることが出来ない。

史料綜覧正平二十二年の条に

二十七日征西府 阿波人菅生大炊助の忠節を賞す。

とある。

征西府と言うと九州である。栗野三位中将某の消息が絶えたとともに、征西府から出た、彼の菅生文書は、色々の意味に解釈ができる。

阿波の宮方が、その中心人物を失ったために、吉野朝廷と、九州との連絡上に欠陥を生ずるようになったことを防ぐためとも解される。

これが一面吉野と九州を結ぶ上で阿波がその大動脈上にある重要地なるを証明するものとも解される。

栗野三位中将を奉じて、義軍を督励した阿波守為仲は、阿波の国司であろう。この為仲らの居所は剣山の麓、麻植郡小屋平辺りであろうと渡辺博士や阿波郷土史家田所眉東氏らは言われている。

阿波名東郡東村吉田氏所藏旧記に

栗野殿 十六葉菊三とある。

祖谷山 名地名 喜多孫八郎所藏旧記に

栗野氏は後醍醐天皇第三皇子二品兵部卿大塔宮護良親王之胤子 仍源君家政公為大守日家公聞召是憐被加御懇情則茶料賜一宮

也

とある。

真偽は不明であるが、親王には御子が八人あられたから、当時重要地帯の阿波へ御派遣になられたかも知れない。阿波は南帝長慶天皇の行幸説もあるところである。

徳島県板野郡板西町大字大寺金泉寺境内の長慶天皇御陵墓説である。この寺で発見された俗に「亀山さん」と伝えられている墓碑がそれである。

碑表、上部は菊花章を刻して、その下に次の銘文を刻してある。

長慶帝寛成尊大上天皇御陵

法皇久く御不予に御座しけるが、次第に重らせ給ひて応永五年三月十九日崩御

御寿 五十三歳

とある。

長慶天皇は、後村上天皇第一の皇子で、興国四年（一三四三）北朝暦康平二年の御降誕である。寛成親王と申し上げる。正平二十三年（一三六八）北朝応安元年に、後村上天皇が住吉の行宮で崩御遊ばされたので、直ちに御踐祚あらせられた。

弘和三年（北朝永徳三〇一三八三）七月皇弟後龜山天皇に御讓位あらせられた。前記の天授三年に徳善治部へ下された「川閔綸旨」と、天授五年に紀伊新宮へ阿波国日置庄を寄進せられた「綸旨」から考えると、阿波へは確に御下国になっていると思う。けれども、御陵墓説はなお研究の余地があると思う。

しかし、天授五年以後は全く史料がない。

ここに長慶天皇の略年譜を示す。

興国 四（一三四三）一歳 御降誕、寛成親王と名

正平一五（一三六〇）十八歳 住吉行幸

づく。

正平二一（一三六六）二十四歳 楠正儀義詮と和議

正平 三（一三四八）六歳 楠正行戦死。紀州賀名

を謀る。

生に御遷幸。

正平二二（一三六七）二十五歳 和議不成立

正平 七（一三五二）十歳 賀名生から河内行幸、

正平二三（一三六八）二十六歳 後村上天皇崩御。

住吉から天王寺八幡に行幸。

長慶天皇御即位。

八幡敗軍賀名生に行幸。

正平二四（一三六九）二十七歳 正儀北朝に降る。

正平 九（一三五四）十二歳 河内国天野金剛寺行

文中二（一三七三）三十一歳 吉野行幸

幸。

弘和 元（一三八一）三十九歳 新葉和歌集成る。

正平一二（一三五七）十五歳 立太子

仙源抄御著

正平一四（一三五九）十七歳 観心寺行幸

弘和 二（一三八二）四十歳 正儀帰順

弘和 三（一三八三）四十一歳 征西將軍懷良親王

応永 元（一三九四）五十二歳 御崩御

薨去御讓位後龜山天皇御即位

（以上は島田麻寿吉著、長慶天皇御陵の研究による）

（六）上臈屋敷と若宮七社神社

東豊永八川字大西に、上臈屋敷という屋敷跡がある。また若宮七社神社という神祠がある。

これは今から約六百年の昔、後醍醐天皇の第一皇子一品尊良親王が、北条氏のために、土佐の幡多へ御配流の節、親王の妃が親王を訪ねて幡多へ御微行の時に、この地で御病氣になられ、その療養のため御滞在になられた。その時妃の御妹君がここで御病死になった。

その霊をお祀りしたが、この若宮七社神社である。その付近に、そのお墓という古い墓もある。この関係伝説地は、淡路、阿波にもあるから、こうした伝説地を順次しらべてみる。

（七）尊良親王のこと

その前に尊良親王のことをのべよう。

人皇第九十六代後醍醐天皇の御長子として応長元年（一二三二）御誕生。御母は権大納言藤原為世卿の女、為子（贈従三位）である。

嘉暦元年（一二三六）十六歳で加冠、中務卿に任ぜられた。元弘元年（一二三二）八月笠置寺に父天皇とともに従

い、楠正成の赤坂城に御入城になった。

笠置が陥ち、赤坂また落ち、天皇と親王はかくれの身となられたが、天皇は元弘二年（一一三二）三月七日隠岐に移られた。親王は同三月八日土佐へ配流の御身となられた。

親王は佐々木高信の警固で、明石から御船出。日数を経て土佐の幡多郡入野郷川口村（今、大方町川口）に御上陸遊ばされた。昭和十四年十一月御上陸地王無しの浜には、「尊良親王御上陸地」の聖蹟記念碑が建っている。侯爵佐々木行忠謹書とある。

裏面を見よう。

人皇第九十六代 後醍醐天皇第一皇子尊良親王は 元弘二年三月逆臣北条の爲め 土佐幡多に遷され給ふ 宮此浜に着させ給ふや 奥湊川領主太平彈正謹んで 己が館に奉迎す 有井庄司二宮三郎左衛門尉亦来り 謁して忠誠を誓ふ 爾後兩人戮心協力宮の御帰洛まで 或は宮王野の山峽に 米原の佗しき飯宮に 肝胆を砕けり ここに後醍醐天皇六百年式年祭を迎ふるに当り 碑を建ててその忠魂を伝えんとす

昭和十四年十一月十九日 幡東教育会

有井川部落の国県道の北、五、六百メートルの長尾山には、有井庄司、二宮豊高の墓がある。花崗岩の五輪塔であるが、今は六百余年の星霜を経て古色蒼然となっている。

親王は元弘二年春から土佐の地に憂き年月を送られた。ところが翌元弘三年三月突如として肥前に、その御英姿をあらわされた。

太平記には「土佐畑より都へ帰り入らせ給ふ」と述べている。が、これは誤りであろう。

土佐脱出は、有井庄司等の尽力によるものと思う。詳細はわからない。伝えるところによると、「親王御帰京の後、庄司病を以て卒去す。親王聞き給いてこれを哀み、遙かに石塔を寄せてその墓上に建てさせ給いし」と。

この石塔は五輪塔であるが、土佐にある石質とはちがっていることは幾多の研究家が立証している。墓石の左右に大小二十余の石塔があるのは、明治二十二年、当村の村長地引平大郎氏が発掘して整理したものであると言う。

また、いま地元では、この石塔は尊良親王が船一艘に積まれて庄司の供養におくられたものであると伝えている。なお、奥湊川字殿の奈呂には、大平彈正の墓がある。

親王は、歌人としての名手でもある。配所中の御歌をみよう。

わが庵は 土佐の山風 さゆる夜に 軒もる月 の影凍るなり

住みなれぬ 板屋の軒のひまもりて 霜夜の月の 影ぞ寒けき

せめてげに 杜の空蟬 諸声に なきてもかひの ある世なりせば

鳥の音に 驚かさずば 夜と共に 思ふさまなる 夢も見てまし

春がすみ かすむ波路は へだつとも たよりしらせよ 八重の潮風

元弘三年（一三三三）三月十四日、肥前の人入江串遠江守等親王を奉じ、勤王の義旗を挙げる。おそらく、肥後の菊池武時がお迎え申しあげたものであろう。

武時が博多に義兵を挙げたのと同時であった。「正慶乱離志」原本は東福寺旧藏、今前田侯爵家蔵に、

二年（元弘）三月二十七日 自肥前彼杵早馬到来 去十四日江串三郎入道起謀叛 孫次刑部房明慶並甥円村房 了本房等を具し 先帝の一宮御座あり 人々可参由之着到を附——云々

自去年冬比 彼宮をば 了本の千綿のおくの木庭に隠置奉る 十四日 江串甥砥上四郎が本庄の八幡宮の錦の戸張を申おろして旗に差上 本庄今富大村を馳廻 宮の御方に参司之由触廻 即十七日被向討手 佐志二郎 値賀三郎 波多源太 多久大郎 高木伯耆太郎 祢次刑部房 逐電して三月二十日大村山に 追上之処 大村三郎入道追懸之討留

その後もちろん敗績されて、再び御姿を匿し給ふたが、形勢一変、少弐大友らの奉迎をうけ太宰府の原山に御座所を定められた。

時に各地に義軍が起つて閏二月二十四日天皇は潜かに隠岐の行宮を出御、伯耆の船上山に。四月三十日には兵庫の福厳寺にあられた。

上妻文書に

一品親王、去月二十六日大宰府原山御座之間 筑後上妻庄 一分地頭宮野四郎入道教心郎馳参 賜陣屋 令勤仕大番候畢 以
此旨可有御奏聞候哉 教心恐懼謹言

進上 御奉行所 沙弥 教心上

親王の御帰洛は、明瞭でないが、元弘三年九月十二日の宮中歌御会に親王の御詠の

遠き国に侍りける頃「聞擣衣」という心をよめる

聞きなるる 契りもつらし 衣うつ 民の伏屋に のきをならべて

とある。これを見ると、その頃までには御帰洛になつていられたわけである。

建武二年十月足利尊氏の叛乱で、親王は再び、勅によつて東国管領の重任を帯び、新田義貞を従えて尊氏追討の軍を進められた。

延元元年（一三三六）十月十日叡山を出発。一隊は船で琵琶湖を渡り、湖北の塩津、梅津を経て、越前の金崎に向い、荒乳中山を越えようとしたが、寒波襲来で大雪となり、それに敵襲のため、伊予勢の土居通増以下三百名が、自刃するという悲運を招いた。

本隊の義貞一行は山中の難をまぬがれ、敦賀に出た。

氣比大宮司氏治等、皇太子（恒良親王）と尊良親王らを迎えて金ヶ崎にお供をした。

(八) 親王の最期

延元二年（一三三七）三月賊軍の攻撃は急である。城内の糧食はつきる。馬まで食い悪戦苦闘の限りを尽して、城は落ちた。皇太子は一旦城からのがれられたが、後捕えられた。

尊良親王は義貞の長子義頭とともに自害せられた。大日本史（太平記引用）によると

城将新田義頭は、親王の御前に進み出で、

「今は支へ難ふなり候ふ。我等は名を惜む武門の身、城を枕に斃るるは、かねての覚悟に候へども、君は恭くも金枝玉葉の御身に在します。賊無道とは申せども、よも悲しうは計ひ奉るまし。疾く疾く落ちさせ給い候へ」

と、申上げると宮は莞爾と笑ませ給い、

「よしなき懸念ぞ。我元首の将となり、汝を以て股肱の臣となす。股肱なくして元首保つを得んや。怨は黄泉の下に酬いようぞ。義頭ともに死なう。切腹の作法を教えよ。」と、仰せられた。

義頭は余りの畏さに、御決心の動かし難きを見奉りて

「あはれ御運や。さらば御供仕らうず、先づ義頭が為さんやうを見せなはせ。」

と言ひも合へず見事割腹して短刀を恭々しく宮の御前に捧げて突伏した。宮はその短刀を取上げ給ふたが、血潮がぬめって柄が握れぬので小袖を引割いて巻き、物の見事に御腹を召された。この御最期を見奉った人々三百余人、我おくれじと刃に伏した。時は延元二年三月六日。親王御寿二十七歳。賊は親王の御首を京師に送り奉った。尊氏は、僧疎石、夢想国師によつて禅林寺に葬らしめた。

今金ヶ崎城址にある旧別格官幣社、金崎宮は、尊良親王、恒良親王を祀り、摂社、絹掛神社は、新田義頭、氣比氏治等殉難将士を祀っている。

このように尊良親王の御事跡の一端をのべたのは、後に長岡郡吾橋庄（本山郷）が、親王の御庄となり、御令旨（長徳寺文書）をお出しになつてゐること。親王の妃の宮が、京から淡路・阿波を経て、土佐豊永への御通路をお通りになつてゐる旧記と古蹟等を述べる関係から記したものである。

妃が土佐御旅行中の骨子となる記事は太平記であるから、まず太平記の右記事を抄出する。

1 豊永民謡 上 藤屋敷

西村 自 登 作詞

一、土佐の入江に 世を浮草の

流れ寄る藻は わが身も共と

君をしたふて 海山千里

泣いて明石の 夕浪千鳥

二、おぞや鳴戸の あゝ潮風に

捲いて流れる 一葉の舟に

由られ由られて 漕ぐ波まくら

君に知らせよ 沼島の千鳥

三、心づくしの 手甲に脚絆

紅い手柄の 紅ばな草履

つつみかねたる 身のうさつらさ

四、今日もきのうも 山又山の

ふみも習はぬ いばらの道を

泣いてくれるな ほろほろ鳥よ

鳴けばわが身も 泣き泣きなみだ

五、君をたずねて 海山千里

秋もふけゆく 上藤屋敷

すだく虫の音 あかつきかけて

思ひ残して 故郷さして

別れおしむが 上藤屋敷

(九) 太平記抄

元弘二年三月一宮中務卿親王をば、佐々木太夫判官時信を路次の御警固にして、土佐の幡多へ流し奉る。一宮と妙法院宮尊澄親王もろともに、津国の兵庫に着せ給ひける。

一宮はこれより御舟に召して、土佐の畑へ御下り有るべき由聞えければ、妙法院より御文を参らせ給ひける。
今までは 同じ宿りを 尋ね来て 跡なき浪を 聞くぞ悲しき

一宮御返事

明日よりは 跡なき浪に 迷ふとも 通ふ心を しるべともなれ

かくて一宮はたゆたふ浪にこがれゆく身を浮船にまかせつつ土佐の畑へ赴かせ給へば、有井三郎左衛門尉が館の傍に一室を構えおき奉る。彼の畑と申すは、南は山の傍にて高く、北は海辺にて下れり、松の下露扉にかかりていとど御涙の袖を添ふ。

磯打つ浪の音、御枕の下に聞え、里のみ通ふ故郷の夢路も遠くなりけり。

前朝御帰路の御祈のためにやありけん、御着岸のその日より毎日三時の護摩を千日の間ぞ修せられける。

親王当国御遷下の時、御船幡多郡入野郷川口村の浜に着き給ふ。その時同郷蟪川村押領主大平彈正迎へて己が館に導き奉り、仮殿を建て移し参らす。

その時親王

土佐の海 世にうき草の 流れきて よるべなき身を あはれ

ともしれ

と遊ばされければ彈正

雲の上 いかで仰がむ 思ひきや 土佐の入江の 藻がくれにして

とぞ返し参らせける。

余りの山奥にて、都の音信聞く便りもなしと嘆かせ給ひしかば、有井村の庄司三郎左衛門尉、迎へて少し山を出でられ、有井川の中米原（まいたばし）とて民家少しくあり、又海辺へ一里計りある程よき地を見立て御殿を営み、ここに暫し、御住居を営ませ給ひける。

太平記に

一宮親王御息所は、今出川右大臣公顯卿の女なり。皇太后宮の御みくし匣にて、御匣殿と呼べる。

一宮中務卿親王に御契ありしに、一歳を経ぬ中、世は元弘の大乱となり、親王土佐の片山里に配流され給ふ。

さて、親王にも配所に居ます日数も経るまに一人寂しさを嘆かせ給ひしに、有井庄司、親王に勧め、ひそかに御息所を土佐へ忍び下すべき事を以てす。親王やがて唯一人召連れたる隨身右衛門府生秦武文に御衣一領を持たせ、都に上せ給へり。

武文京に上り、一条堀川の御息所御宿に至りひそかに親王の旨を申す。

御息所もいと打悦ばれ、直に武文に従ひ門出し給ふ。尼崎にて筑紫の野武士松浦五郎、御息所の美なるを見て、奪ひ去らんとし、詭計を以て御息所をその船に載せ去る。

武文怒って自殺す。淡路を過ぐる時、船鳴戸の渦に捲かれ覆へらんとする数々なり。

五郎等恐れ、海神の祟りなりとて御息所の御衣御袴を奪て海に投げ込みしに浪なほやまず。

かくてやむを得ず、御息所を小舟に卸し、水主一人を添へ、捨去る。松浦が船は武庫山下し、風に吹き放たれ、そのまま行方知れずなりにけり。

御息所（す）已に虎口を脱れ、淡路武島（今の沼島）に漂着し、島民の扶助にてここに暫し仮居し給ひける。

親王、武文の帰国おそきを怪しみ、去年鳴戸海上渡航の官女の衣を拾いたるを聞召され取寄せ御覧じ給ふに、紛る事なき、昨年武文に渡されし御衣なりしかば、哀悼の余り、経を写し、御息所並に武文の菩提を弔い給ふ。

さて、建武中興の砌、親王都にかへられ、御息所のなお淡路武島にあるを聞給ひ、迎ひ参らせしが、中一年を経て、又建武の軍となり、親王は越前金崎宮にて自刃し給ひしかば、御息所も余りの事に心悩められ、幾程もなく身まかりて失せ給ひけり——

太平記作者は、親王の御息所を右大臣公顯卿の息女とし、地方史書旧記にもみなこれに依って書いてゐる。けれども実はこの正史増鏡によると、次の様に御息所は御左遷前すでに御薨去遊ばされていることである。

御生母は大納言藤原為世卿の長女為子の方であつたが、増鏡記載の通り御王妃の外に此為世卿の末女大納言の典侍との間に姫宮などがあられた記事がある。この後妃を御匣殿右大臣公頭の女として太平記の作者が誤り伝えたものが、地方史料にそのまま誤り伝えられたもので、秦武文が京都へお迎えに上洛したのは、実はこの大納言の典侍の方である。増鏡の久米血山巻及村時雨の巻に次の通りある。

又の日は中務のみこ土佐の国へおはします御供に為明中将まいる。中略――

中務の御子も土佐におはしましてつきて御おくりの武士にたまはりける。

思ひきや 恨めしかりし 武士の 名残を今日は 慕ふべしとは

増鏡むら時雨章

この御子（親王）は藤大納言為世のむす子にて物し給へば、その家に常はすみ給いしほどに大納言すゑの女大納言典侍ときこゆるに御らんじつきて、その御腹に姫宮などでき給へり。

また中宮の御匣殿は、宮の御せうとの右のおとど公頭と聞えし御むすめなり。その御腹にも、男みこななどおはします。おもふままなる世をもまち給はばと誰も行末たのもしく思い聞えけるに、かく思ひの外なるあさましき事いできぬなむ 思ひなげく人々かずしらず御匣殿うせ給いしかば、此頃はただこの典侍の君をのみまたなき物とおぼしかはしつるに、吹かふ風もまぢかき程におはすれど、御対面はおもひもよらず――

或史家はこの増鏡の記事で、王妃が土佐に下国されたことを事実無根、それは小説的の記事であると一蹴する者があつたけれども、それは誤りであらう。

その王妃の漂着通過、滞在せられた遺跡は、淡路、阿波、土佐の各地に、歴然としている。だから全く疑う余地がなく、「法曹至要抄」に遠流者には妻妾を付随せしむることは定められているから従臣秦武文を王妃お迎えに遣わした事は当然の事実である、としている。

(6) 土佐での文献と遺蹟

土陽淵岳志に

小袖貝 往昔元弘元年一ノ宮尊良親王 幡多に配流なりしに 京都にて今出川公顯卿の女を御妃となされ 御中睦しかりけるに依て 密に秦武文迎に京都に上り 御妃の御供して 土州に下らんするに 摂津国尼ヶ崎にて肥前国の士 松浦五郎と言者 妃を奪いとり 吾舟にのせて 行方知れず成ぬ 妃甚悲ませ給い おめしの衣片袖を断ちて海中に投げ給へば その袖貝と化して形袖に似たり 今もたまたま貝を得るものあり

大海集に

幡多郡上山村打井川村 道文大明神

一宮親王の御息所を御供した秦武文の霊を祀る

幡多郡入野郷桂蔵寺伝記に

衣掛岩、有井川村高浜の二町計り沖の海中に有 二つの岩有（中略）御衣の袖は入野の吹上の浜といふ所へ寄りしより吹上の名有とて入野の浜に限り今に袖貝の古跡有

土佐名勝記に

此地も至て辺鄙の山里なれば、峻しき山を見渡して、山家の賤が辛きなりはい、山路の樵夫の通路さへ、見えわかぬ程深山の奥に、毎日鹿逐ふ狩人の声のみ 耳にかまびすしければ四方のしづけさに眠りを覚まし、暁の枕には谷水ひびく音のみして、山又山の奥なれば、御心を休め奉ることもなく、左遷の御事なれば、よそがなさにつれて

わが庵は 土佐の山風 さゆる夜に 軒もる月の 影こほるなり

と遊ばされける云云。（中略）、又隨身の念力にやよりけむ、彼御衣ここの浦へ流れよりたるを浦人共、かかる装束は常に見ぬ

もの故、か様の類は総じて小袖流れよりたりとて、取あけたり。夫よりして、小袖貝と言ふ。その小袖の流れかゝりたる岩を小袖岩と言ふ。

(二) 阿波の文献と遺蹟

阿波志に

花立石 在一字名俗伝一宮夫人過此 嘗賞花挿之 因名

五社 在祖谷山平名 正中十六年置成作五所俗伝其主尊良親王妃有金□識曰永享三年十一月十三日

五社 在祖山尾井内名 康正三年置

一宮夫人墓 在祖山平名大房里 俗伝夫人尊良親王之妃也

美馬郡祖谷山村一字平崎神社(元五社大明神)は、御息所御産の王子を鎮祭の神社である。

阿波志前掲の五社である。神社として直径一寸八分位の円鏡がある。裏面に仏像を浮彫してある。

阿波の碩学喜田貞吉博士の鑑定によると、波切不動の像であると言ふ。往古貴人渡海の護身仏としてもつていたものであると言ふ。

同社棟札に

神主佐伯盛友神願佐伯友守鍛治佐伯季守 奉上五社大明神永徳元年辛酉十月二日敬白

東西祖谷山記深山草(祖谷山旧記)に

(宝暦九年喜多源内著述)

古宮嶽 此古宮嶽と言ふは、右は地方付て草生茂りさして見処なし。前より左へ廻る時は数十丈の岩岨だち、額に手を当て其高きを望むべし。左の方地方付て一丁計り登る時、三間斗りの岩窟あり、此岩屋にも社ありて、王妃の霊を祀ると言ふ。

宮と号す三基なり。其始終を尋ぬるに、昔後醍醐天皇、武臣北条高時を亡ぼさんと、御催しきりなりし所、事隠便ならず。北条家より勿体なくも天皇を隠岐国へ流し奉り、其外の堂上方諸皇子をも、諸所の遠国に流し奉る云云。折節鄙の癖として郭公あまた啼過ぎしかば、

啼けば聞く 聞けば都の 恋しきに 此里過ぎよ 山郭公

と詠じ給ふとかや。此宮の御息所は、ただならぬ御身にて、乳母の方に忍びおはせしが、風の便りに此由聞えしかば、姆、嬬に泰の武文を連て都を忍び出給いしが、大物の浦の舟宿にて、九国の武士、松浦五郎に奪い取られ残らず舟に乗せ押し出す。早船沖中へ漕ぎ出し、松浦が家来共扇を揚て武文を招きあざむきしかば、武文怒りに堪え兼て、それ其儘安穩に其舟やるべきかなと、沖の岩に馬を乗り上げ、竜神に誓を立、腹一文字に掻破り、臍腑を握んで海へ打込み、松浦が船を白眼で息絶えたり。されば、松浦が舟は、追風に帆を揚げ阿波の鳴戸へかかる處、俄に一天掻曇り、一陣の風鳴や否や、浪は小山の如く捲返し、舟は箕をゆるが如く、所は名に負ふ阿波の鳴戸なれば、舟中生きたる心地もなく、強惡無慘の松浦五郎も、案に相違し、此女必然に竜神の怒り懸りて、斯く荒るるなるべし。

よしよし一々海へ蹴込みて、我々が命を助かるべしと、泣沈める御息所を提さげ舟端へ出るを、乗合せし旅僧袖をひかへ、竜神も神なれば、何ぞ人の一命を絶つを喜び給ふべきや、是は武文が忘念のなす業と覺ゆれば、其人々を小舟に乗せ、地方へ上ぐる時は、浪風鎮まるべしと説きさとしければ、松浦も此詞に従い、水主一人三枚舟に取乗せ、御息所、乳母、女の童、旅僧とを取乗せ、風に任せ漕ぐ程に、讃州引田浦へ吹付ぬ。漸く人心地付しかば、ここにて暫く疲れを休め参らせ、夫より姆嬬までにて大山を越し阿波国に出で、土佐の畠と尋ねければ、道行人も此ようすを聞て、畠と言所は西なれば、是より吉野川を伝い、土佐へ入れば道あるべしと教ゆる者多かりし程に乳母も是に従い、中津川と言所より祖谷の中津の山を越し玉ふと雖も、ただならぬ御身なれば身体疲れ玉ふ上、産の御催しつきしかば、山中と云い人家離れて、言問ふ人もあらざれば、進退ここに極まりしと。

道の片側なる石に腰をかけ、御目を閉ち掌を合せ、宮に御目に懸るまで命全う守護し給はれと、諸神に祈り天に誓いて祈誓し玉ふ。

ここを今に祈誓の窟と云。腰掛玉ふを祈誓の石と云伝え諸人恐れて上らず。それより裾へ下り少し平なる所にて若宮誕生成らせ給ふ。ここをそれよりして、産敷のなると云ふ。

山路の事なれば、何の用意も調はざれば、せめて人家まで御供せんと、乳母花宮を抱きとり、御息所の御手を引、一字と云所までおりけるに、都を出て数日の御疲れの上に鳴戸のかん難、山路山路の苦み、長の旅路もただ夢の如くにて、いらはせ給ふ故、月も満ざる降誕にてやありけむ、この故若宮直に死去ならせ給ふ。

母君の御歎き、乳母、嬪女の悲しみ、思いやられて筆にも尽しがたし。若宮の御遺骸をば、そこに埋御息所の守本尊一寸八分の観世音御守袋共目印にかけ置、御持合せ品々をかたみに止め置き給ふ。

その頃ここを通る人毎に、皆聞き伝えて哀れを催し櫓の枝を折り立て通りしとなん。今にここを花立と云ふ。

永徳元年（一三八一）若宮の陵をうつして一字名の氏神とし、若宮五社大明神と勧請し奉ると見え御産の品は、今宮中に在りと云う。それより御息所有瀬へ出で、土佐へ入給ふ処に、都には義貞、正成の武功によりて北条一族亡び失て、後醍醐天皇を始、流罪の人も帰洛あるに付、一宮親王も御帰洛ありしと慥かに聞給い、さらば是より引返し、都へぞ趣くべしと、元の道へと帰り給ふ。

ここに御息所杖を立置給ふ。今に杖立峰と云ふ。御息所は有瀬へ帰り給いしに、これまでに一宮親王を尋ね給ふ一心に張りつめて、旅の疲れも苦にし給はず、拾い給いしが親王帰洛を聞給い、余りの嬉しさ氣も緩みて産後の悩発して歩行叶はず、古宮岳の岩屋までたどりつき給いしが、遂に薨去し玉いしかば、乳母・嬪女の嘆きいはん方なし。ああいかなれば、かかる雲の上人も艱難辛苦を身に重ね、馴れぬ鳴戸の荒磯に魂を消し、たまたまのがれて踏も習はぬ山路の峻阻に身をちぢめ、千辛万苦もそのかいなく、かかる深山にて泉下の客となり給ふこと、誰か是を悲しまざらん。

かく星霜押移つて、元禄の頃に至り、有瀬名に有し東福寺吾橋名に引越して、安楽寺と成。此時の住持にて翁遍と云ふ大徳の僧ありしが、或夜御息所の亡霊翁遍が枕上に立、不思議の靈夢を蒙りしかば、哀傷を催し、忽ち発願して彼の古宮山岳に至り枯骨を詮義すると雖も、是ぞ御息所と云ふ印なければ、翁遍甚だ当惑せしが、一端思い立ちし願望空しくあらん事を嘆き、大願

を起して、一七日間断食し、此岩窟に籠り、上品上生の密法を修し祈りける。その満願の曉、いと細き声にて、壇上に啼くものあり、翁遍いぶかしく思い、よくよく是を見れば、その丈八寸ばかりの白蛇一つの白骨をくはへ出啼くにぞありし、翁遍大いに喜び、これ疑いもなき御息所の御遺骨なりと、これを銅の鉢に納めて吾橋名へ勧請し、元禄五壬申年（一六九二）十一月大宮御所大明神と崇め奉り、祭事の勤町寧なりしかば、山中の土地人は云ふに及ばず、近村の者までも寄り集まり、年々の祭事怠らず、賑はしく西祖谷の惣鎮守と仰ぎ奉りける。

今は五社大明神と称えけるなり。
それよりして彼の岩屋も古宮と云ふ。

この岩窟に鐘乳石沢山にあり。然れども神の惜しみありとて取ることを止めけり。
されば、時代推移ると雖も、昔の哀れ此岩窟に止まれり。

寺後境内林中に方九尺高さ二尺位の古墳がある。中心に一丈四五尺の櫟の樹がある。

近年売却伐採した際に、基上の五輪塔に樹根からみ居りしたため、これを割ったものである。この墓が翁遍の分骨の墓である。

古宮御所神社事記録の古文書も前記「古宮岳」と大同小異であるから異なるところだけを摘記する。

それより、同村有瀬名横野と申処に断食の岩屋と申処あり。ここにて断食遊ばされしと云ふ。それより京砂と云ふ所にて御休みあり、京砂の大都と申伝なり。

それより土佐国長岡郡八川村女良屋敷と申処にて暫時御身を休め、これより行給ふ途中にて親王御帰洛の由を御聞きになりて、同国百合野村より引き返し、杖立峰と云所にて御杖を立て置かれ給ふ。よつて杖立峰と云。御杖葉を生じ、今に杉の太木あり。

註 百合野村は入野村の誤称であらう。入野村は、今の土佐山田町新改の入野。

阿波国美馬郡西祖谷山真言宗安楽寺一宮親王御息所加羅姫御霊所縁起に

そもそも当山安楽寺守護の昔跡は人皇九十五代、後醍醐天皇御宇一宮親王は都を離れ出、土佐国幡多郡へ御着岸ある由聞給い

て、御息所は去年九月都を立出給ふて、土佐国へ御出ありし御心さし、尼ヶ崎より淡路の武島へ御渡り、阿波国より吉野川伝い、近道を上り三好郡松尾村より、祖谷山の田ノ内村中津峰を御通行の折ふし、産の御悩にて諸天に祈誓し給ふ。

此所を祈誓の窟とて田ノ内村にあり。

此所にて若宮御誕生有。今此所産敷の平と云伝あり。

若宮御卒去遊ばされ、御息所守本尊観世音並若宮陵と写て一字村氏神若宮と崇拜。

それより御息所は祖谷山より、土佐国へ入給いて一宮親王は御帰洛と聞給ふて御杖を立置元の道へ引返し、今土佐国杖立峰と号す。それより阿波国有瀬より吾橋村まで御帰りありて産後の御悩発して御卒去なし給ふ。御尊骸を今の安楽寺の昔の大坊の庵地に奉御葬礼土地人僧侶大乘妙典一字一石を以て奉供養、只今本堂より五十間上に御所墓と奉崇安産守護の靈尊にて、諸人聞伝えて参詣ある事は、王女の御徳なり。故に三月五日定日会と申伝に仍て并之奉る也

天和二年（一六八二）二月十二日撰筆者翁遍

この古宮御所神社事記録の欄外に殊更のように次の記事を書添えてある。

「妹女は八川村女郎屋敷に御鎮座します」

とある。この八川鎮座の若宮七社の事であろう。

東西祖谷山記深山草及び御所神社記録は、いずれも尼ヶ崎から讃岐引田へ航行の如く書いてあるが、安楽寺文書には、淡路武島から阿波へ着岸と書いてあるのは、その真を伝えたものであろう。

沼島から同島守護小笠原氏の警固で阿波の津田港か小松島あたりへ上陸して、吉野川南岸を上ったものであろう。

（三）淡路沼島の遺蹟

昭和二十九年四月西村自登氏は、太平記と増鏡の全く相反した記事から起る矛盾と、学者間の謎の解明のため中元

沼島村長宛書状を發送してその回答を求めた。

その返書は次の通りである。

拝復 御来示の件（尊良親王妃について）

今から四十年前沼島小学校図書棚の中にあった吉田東伍氏の「大日本地名辞書」中に沼島に関する前夜王妃の記録が太平記中より摘録されていたと記憶しているが、何分年月が相当経過しているため、今ははっきりした記憶がありません。

今王妃に関する遺跡としては「腰掛岩」「衣掛岩」「王流院」のみ。遺品、下渡品等不明。王流院とは王妃の御住居の跡、今は浄土宗の寺になって場所も当時と変っているが昔は今の大師堂境内が、王妃のお住居であったとの事。

「腰掛岩」は王妃の腰掛けられたという岩、「衣掛岩」はお召物を掛けられたという岩、今これらを写真にしたものがありますので、以上を以てお答えいたします。

五月一日

兵庫県三原郡沼島村長 中元政吉

(三) 豊永の文献と遺蹟

神社明細帳に

長岡郡東豊永村大字八川字女郎屋敷鎮座

無格社 若宮七社神社

祭神未詳

由緒 勧請年月縁起沿革等未詳、古来より当村の崇敬神なり

合祭神社二社 若宮神社 祭神未詳

元当村宮日浦に鎮座明治四年合祭

若宮神社 祭神未詳

元当村竹ノナル鎮座明治四年合祭

境内二畝 小笠原音次私有地

祭神未詳とあるも、地方の口碑に、昔京の上臈、その夫を尋ねて幡多に行く途中病気のため、ここに暫く滞在、御保養遊された。その時夫人の妹君がここで病死されたと云い伝えている。上臈の墓という古いのが附近にある。

前出の古宮御所神社記原文欄外に

「妹女は八川村女郎屋敷に御鎮座します」

とあるのは右若宮七社神社のことである。

この七社の由緒は、この八川から土佐への通路に佐賀山と言う部落がある。

天正十六年（一五八七）の検地帳には「嵯峨山」とある。この嵯峨も京都の「嵯峨の奥深草の里」を連想させる元の地名文字は、この嵯峨であり、京都に因縁がある。

なお、この沿道の地名に、京の石、中京の石、下京の石、北京の石、京の石渡瀬寺の地名がある。これらの地名は、京都市の上京、中京、下京等を象徴したもので、御息所御通過後にできた地名であろう。これを考えると御通過の遺跡を思われる。

1 杖立峠

豊永から国府にいく往古の街道中、黒石から登って庵谷を過ぎて久寿軒くすけんに出る途中に杖立山の鞍部を越す。この峠路で、既述の祖谷記録にあるものが、ここに出ている。

峠には近年まで老杉があった——以上の文献や、遺跡を総合してみると、太平記の記事と、淡路・阿波・土佐の事跡がよく符合一致してくる。

尊良親王の土佐配流は、元弘二年三月七日、北条氏一門の鎌倉東勝寺で自刃滅亡したのは元弘三年五月二十二日。後醍醐天皇が船上で六波羅陥落の報に接し、同所を出発せられて京都還幸の途につかれた。

兵庫で赤松則村、楠正成等の奉迎を受け、西宮で鎌倉が陥ちたという報を得、京都に入られたのは六月四日である。

これより先、尊良親王は土佐を脱出され、七月末まで肥前に義軍を督している。九月には、京都へ御還幸なられ、九月十三日の宮中歌会に詠進遊ばされている。それで親王の土佐及肥前御滞在は元弘二年三月から同三年八月頃まで、約一年五か月と見える。

御息所のお迎えは元弘三年の早春の頃ではないかと思う。これは秦武文のお供に、御懷妊の模様であるから、乳母、下婢などもあり、一行数人である。尼が崎あたりで松浦五郎の襲撃をうけ難風のために沼島に漂着している。しかしここには阿波小笠原の一族で、小笠原美濃守がいたから、ここで阿波、土佐行きの準備を整える好機会になったと思う。このために王流院の遺跡がある。

海上の苦難から陸路を選ばれるとともに吉野川流域は、官方の地帯でもある。途中警固の秦武文亡き後の警固の附人も得やすい。

ことに御身重のおからだであるから一日一日の行程は、はかどらない。道も遠い。沼島から小松島か津田港あたりに上陸して、吉野川の南岸を溯上し、祖谷川口三縄辺から祖谷川の左岸を中津峰越しに、田の内一字に出るのが旧道の近道である。

田の内山中で出産遊ばされたから一字では御滞留の上、産後の御保養の必要がある。ここに若宮を祀る平崎神社の創立が当然起ってくる。

永徳三年（一三八三）創立の古社である。

ここから吾橋に出て、有瀬から土佐岩原八川に入る。産後の御経過が面白くなく、長期間滞留遊ばされたのは上臈屋敷という地名を産んだことになる。

ところが、吾橋五社大明神事記録に「妹女は、八川女郎屋敷に御鎮座します」とあり、また八川地方の伝説にも、王妃妹君と言われているが王妃が御身重で、長途の御旅行であるから妹姫が御見つくりのため、御随行せられたものであろうか。

増鏡には王妃を大納言藤原為世卿の末女とある。妹君はない筈であるが、或は早世せられた初めの御息所右大臣今出川公顕卿の弟姫が随行せられたものか。茫々六百年その真を知る由もない。

ここから京地名の多い佐賀山、庵谷を経て杖立峠を越し、久寿軒・角茂谷・天坪から甫木峰越しに新改村平山入野。
（阿波記録には百合野村）久礼田を経て、土佐国府に着くのが昔の交通街道である。

この街道を入野まで行った時、親王の御帰京を耳にしたのは、その年の秋も半ばを過ぎた頃であつたであらう。

ここから再び、元の道を引返されたわけである。帰途の妃は、吾橋で御薨去となっているが、太平記には御息所はなお淡路沼島に在はすを聞き京へお迎えした——とあって、淡路漂着後の消息が書かれていない。これ以後の御息所の資料は何もない。真相は不明であるが、ただ淡路で長く滞在する要もないので、予定の土佐行きを進められる内に種々の艱難にあわれ遂に、土阿の山峡の露と消えられたものであるまいか。学研の大方にまつ次第である。

（四）四国地の新田神社

阿波山岳武士は、みなが南朝末期まで節を守った。たとえその勢力はおとろえても、地下にひそむ忠誠は尽きな

い。新田氏が来郷した説は、こうした消息を物語るものである。

阿波誌に

ハツ石城、在井内谷村ハツ石山上 源義治拠之 其後左衛門大郎者移東井川

東壘 在東井内谷平名山上 亦義治所築 西趾ハツ石壘千八百歩蓋壘城也

大日本史に脇屋義治各地に転戦して功あり正平二十三年新田義宗と共に越後に兵を起て不克出羽に走り終る所を知らず。と書いてあるが、野史ではその後出羽国羽黒山を出でて、伊予の土居得能を頼り来り、さらに阿波に入った事が記されている。(新田正伝記新田或聞)

新田義宗、脇屋義治四国渡来説

一、太平記南山譜に

義宗応永六年(一三九九)七月十五日於伊予国道後卒年七十五。

義治 天授四年(一三七八)卒。伊予入りの記事はない。

二、新田族譜

義宗 文中二年(一三七三)歿落四国応永六年七月十四日於伊予国道後卒年七十五歳。

義治 文中二年与義宗一所歿落四国天授三年卒年五十一歳

三、新田正伝記

義宗義治越後より出羽羽黒山に籠居、後に四国に渡り、伊予国土居得能を御頼み彼国にて御逝去なり。新田大明神と崇め奉るなり。上宮下宮これなり。

四、新田或聞

義宗公義治公越後より羽州羽黒山籠居、四国へ渡り予州居得 於て能御頼なり。

五、南山巡狩録所載 田良系図

義宗 応永十五年伊予国にかくる。

六、野史

文中一年（二三七二）義治 義興 義宗 癸新田歴信州山路 渡四国而憑河野一族 潜居伊予（逃狩録・底倉記）

七、新田氏研究（藤田精一著）附記

義宗義治等大杉氏と戦い、敗れて出羽国羽黒山に匿れ、明德四年（一三九三）の頃、ともに伊予に来り、応永十二年十一月義宗は宇摩郡下山村山中に、義治は其後讃岐国大川郡丹生村に卒す。

八、伊予温古録

河野家譜には、義宗明德四年伊予に来り、脇屋義治と共に宇和郡にて終ると。又云同譜に得能氏の家記を載せたる説には、明德四年伊予に来り、義宗は桑村郡河内村にて終ると。又云上浮穴郡中田渡村新田神社旧記並に同村庄屋露口氏の口碑の説には、明德四年十一月十五日義宗六十二歳にて終ると云。

又此村に義宗の墓あり館址もあり。

義宗の終る時の模様は委しく口碑に存せり。又伊予郡大平村の新田神社は義治を祀り、此村にて卒すと云い伝ふ。義治正統の子孫は大内郡にあり。旧幕時代新田義貞の裔受代旗本岩松家と贈答の文書もあり。

岩松家にて伝ふる所は義宗の墓所は伊予国大州領の内にあり。

九、温泉郡湯山門福寺位牌

永尊院殿武州央朝散大夫旭山法大居士高靈 裏 応永十二乙酉天十一月五日新田左少将義貞公三男故少将義宗公
徳王殿右衛門佐朝散太夫源朝臣道玄舜山大禪定門

裏 応永十二乙酉天八月七日脇屋義助公嫡男脇屋義治公

十、後太平記

その頃新田武蔵少将義宗 脇屋右衛門佐義治は、出羽国羽黒山の麓に柴の扉を挑げ、深く蟄して云云

自是四国方へ忍び行き、土居得能村上と一手にならんと、明れば正月二十一日（明徳四年）の夜に紛れ、羽黒を立出で給ふ。女性幼き人々の云云 和泉の堺に打越え船に乗り乗て四国路をさして云々

伊予国大島に着給ふ。これより土居得能河野が許へ使を被立ければ、急ぎ宇和島に移し参らせける。一族旨賤なる柴の庵を結び、幽閑閑疎の御住居にて年月を送り給ふ。

十一、芳 闕 風 史

明徳四年義宗義治妻子一族數十人出羽国羽黒山の隠家護法院少僧都宣明が許を出で、河野家を志して越智郡大島に着し、村上師清の家に寓し、得能備後入道了雲（通範）の所領なる湯山の奥日浦の加名生の森に潜み、応永十二年に至り阿将共に卒す。了雲の計らひにて井河明神の供僧を以て香火院とし円福寺と改称す。

十二、予州宇摩郡柴生村元祖記

義治興義宗隠羽州羽黒山 奔予州宇摩 授土居得能 義治居于大塔官潜匿讃州大内郡義宗殺干土居得能 匿妻島土居村応永三年丙子冬十二月廿五日潜匿此地作柴之庵居住義宗応永十年九月十九日卒 葬柴生村義宗歿後子孫不名新田姓 權新田義正公（嫡男）忠臣鈴木又右衛門卜名乗義定公（二男）鈴木次郎大夫卜名乗（下略）

十三、阿 波 志

日開谷壘在日関谷山中（阿波郡）其側有子城土人名云隼人城又称城田有池云新田蓋源義宗

十四、山下系図（三好郡系図古文書類所収）

義治 応安五年伊予国渡海其後永和二年阿波国来 井内谷八ツ石城住応永元年戊午八月廿三日卒

十五、新田系図（美馬郡系図古文書類所収）

義治 浪々後白髪翁と号す。四国に渡り、応安二年阿波国日開之庄に而死

義宗衰老後四国阿州に渡り美馬郡岩倉の奥山に住す。永和二歳（一三七六）五月七日卒。

十六、阿 陽 記

当山（美馬郡端山）の内菖蒲と云所に、新田義貞公の二男新田義宗、脇屋義助公の二男脇屋義治、右両将父討死の後出羽国を発し、阿波国へ下り、当所に至り死去。則新田大明神と奉崇称。今以て五月十五日、九月十五日菖蒲と路を神前に奉捧祭祇す。之義宗の廟所なり。

同猿飼と云所に新田の社と奉崇。五月八日祭祀仕之義治之廟所也。

十七、讃岐三代物語

正平廿三年七月上野国戦敗、新田義宗、脇屋義治、匿出羽国羽黒山、後請徒伊勢国北畠氏以近京師不許、遂匿伊予国宇摩郡下山村柴生山、後義宗以病卒、土居通郷、得能通種等義徒立祠祭之、其後募覓新田族甚急於義治及其子義長、徒匿讃岐国丹生山長福寺、称土居氏族、其後移東山村墾開荒地為家、今日土居村、義治卒法名常琳居士子義長継家

十八、中沢家旧記

土佐中沢家旧記によると、越後で上杉氏に破れ、逃れたが、偽装して信濃房と称し、潜行して四国に渡る。父の旧故をたよりに伊予に行く。ひそかに再挙を計ったが、敵の詮索をはかり、従臣中沢彦三郎の言に従い、病死と偽り偽墓を遺して土佐に潜入した。

吾川郡椛の木山の東麓に仮住居をしたが、その後高岡郡別府村に行き、領主森左衛門祐清に頼った。次で祐清の弟祐信の先導により、土佐郡地頭荘、草峰に落着き、おもむろに再挙を謀ったが、病を得て天授二年（一三七六）八月二十五日他界し、同地の東北小丘に葬った。義治卒去の時、嗣子千若丸尚幼少で、重家も至徳三年（一三八三）一月十五日急死した。

後数年して南北朝の和議が成ったので、千若丸は始めて世に出たが、脇屋の姓を唱える事を憚り、中沢氏を称して、中沢修理大夫重清と名乗った。

時の守護細川氏に仕え、長岡郡蚊井田（今改田）の地二十貫を領し、同地に移り住み、一族郎従の後裔とともに土佐に繁栄した。

十九、紀伊国東牟婁郡十方主所藏の義宗文書（史徴墨宝所蔵）

応永二十年（一四一三）十月十五日の日付がある。この文書によると、彼の伊勢の国司北畠満雅の南朝の皇胤小倉宮を奉じ、兵を挙げた時、義宗はこれに参加したことが、明瞭である。

この年義宗八十歳なる旨「史徴墨宝」にある。これに加え応永十七年（一四一〇）六月新田殿の嫡孫兵を催し、鎌倉侍所千葉兼胤を捕斬せられたりと、鎌倉大章紙に見える。

この嫡孫とあるのは本土寺過去帳に武蔵守に作ったので必ず義守の子であろう。（史徴墨宝考証）また、応永二十年二月伊達持宗 信夫郡大仏城（今の福島市の辺）で皇軍に応じ、新田義宗は迎えられて、その軍師となつたばかりでなく、応永二十三年（一四一六）上杉禅秀の乱の時、謀臣であつた岩松清氏は、もと新田氏の与党で南方の小倉党と氣脈を通じ、新田氏と心を合わせて活動した事実で徴すると、義宗等はなお東国にあつたことを推知するに足る。

（五）伊良親王

宗良親王の御子。母は井伊谷城主道政の女、正平の頃出て駿河国宇津峰に移り、宇津宮と言う。新田宗族が相謀つて上野に迎え寺尾城に拠つた。

信濃に移り、さらに三河に行く途中、信濃の浪合で凶賊に襲われて自害をせられた。その御子良王、のちに尾張国津島で薨じられた。

新田相模守は元中二年（一三八五）義宗の子兵を起し、鎌倉に召捕ると。

応永十一年（一四〇四）新田相模守は函根の底倉に討たれた。

応永十二年新田武蔵守は鎌倉に召捕えられ誅された。（鎌倉大章紙には新田嫡孫とある。）

永享十二年（一四四〇）結城氏朝が春王、安王を奉じて兵を起すと、新田の支族はまたこれに参加している。往年の朝日新聞の「天声人語」に次の記事がある。

「山陽の日本外史にぜひ訂正を加へたい箇所がある。それは巻の六、新田氏の項義貞の甥新田義治が、建徳元年（一三七〇）正月東国に、上杉頼房の軍と戦ひ、また克たず「走りて信濃に隠れ終る所を知らず」と記してある。その義治の遺蹟が、徳島県三好郡井内谷村にれっきとして存在していることだ。」

「八石城こそそれである。」思ふに新田一族くらい広範囲にわたって悪戦苦闘したものではなく、西は中国四国、北は越路、東は関東、歴戦遍く一族一党、最後の血の一滴までも、南朝に献け奉った事績は大きいのである。残る越前の山野を舞台とする戦いは、全く今日の所謂ゲリラ戦術で、支那大陸を見た事もない頼山陽が、これ等の地勢を「河北大原に同じく」と評しているのも一奇とすべきだ。義貞の歿後弟義助は、後村上天皇より兄義貞に代って師を統ぶるの優詔を賜はり、嫡子義治と共に北国各地に転戦した。後賊大軍の来襲にあふや、越前の山越しに美濃路に落のびたが、残兵数ふる計り、雪の根尾山脈を縫ふて山口の里（岐阜県本巣郡山添村）に出た時、郷人厚くこれを犒らったとの記録が残っている。

此義治は父義助と訣れて後も闘志満々百折不撓の戦ひを続けたが、最後は四国に落延び土地の勤王の士に推されて、再挙を計ったのが前記八石城である。ここでも郷人が如何に義治を敬慕惜かなかったかは、今も尚残る城址なり、其麓の耕地内に墜落した岩石すらも城主の英魂宿るとして鄭重に崇め来っている事にも察せられよう。

義治を祀る神社は附近一帯に数社あり、その他新田氏一族を祀る新田神社と名付くる祠は同地近在六十余社の多くに上るを見ても、当年の勢威を知るべきだ。

西浦名幡鉾神社こそは、若き英雄義治の旗と、鉾を神体として義治を祀る。益陳岡の大墳墓群はその死場所といひ伝えられる。二十余个所の出城を持つ此八石城の築城方式については、相当見るべきものがあり、主将としての義治が決して凡でなかつた事を立証する。而も彼はここを終焉の地とした経路は信濃路より伊勢に至り、北畠氏と謀って紀伊に入り、雑賀氏によりて淡路から備前児島を経、遂に伊予越智郡大島に上陸したもので、天授元年に阿波に入っている。日本外史にこれだけの経路を逸したのは惜しい。

(六) 再び天声人語を

なお、昭和九年建武中興六百年祭にあたって、朝日新聞が南朝について、その天声人語で次のような発表をしてい
る。再び記載してその声を聞く。ただ新聞の切抜きが破損していて誤記したのでないかを案じる。

建武中興六百年の記念祭が行はれ、たたへられる楠公父子のほかに、顧みられぬ正儀のあるのが嘆かましい。彼は武將と云は
むより政治的な才幹にとみ、心境の複雑なものがあつたらしく、正成を父とし正行を兄とし南家伝統の忠誠は知っていたであ
ろうが、元弘建武この方の兵乱を断ち、国民を塗炭の苦より救はんとして、足利方の政治家、佐々木道興と会見しているが、
南朝の主張が強硬で決裂にいたつた。その時の正儀は双方の取持役みたいなものであつた。足利の名臣細川頼之と握手して、
北朝に走つたので、正儀の臣節は一旦にして汚されたが、結城宗広の子に親朝あり、菊地氏、阿蘇氏の分裂し、永い間には内
訌的な事情があつた。正儀の場合実戦に疎く公卿の大義名分論と正儀のいづく平和論とは、正面衝突をしたものらしく、彼を
北朝の走狗と見做すのは事実をつくさず。

又情に於て忍びざるものがある。彼は再び南朝に帰つたが、正儀の名は扈從の列にない。

嘉吉三年（一四四三）九月將軍義教の死に乗じて日野有光が南朝殘党を禁中へ手引した事件は諸書に散見する。嘉吉の変で
ある。それから以来今の奈良県吉野川、川上北山両村に南朝皇孫がかくれ忍ばせられ、楠、和田の一族及び郷民の忠誠によつ
て、皇孫は神器を擁せられた。

長祿元年（一四五七）十一月赤松殘党が主家再興の交換条件に、この峡谷に忍び入り、北山村の北山宮、川上村の河野宮を
冒し奉り神器は十五ヶ年目に京都へおかへりになった。

両朝創立以来百二十二年、御和合後六十五年、殊に川上村は自天王北山宮の遺品と御墓を守つて南朝崇拜熱は今も変らず、

明治になって宮内省から五千円を下賜され、御真影を自治体たる村へ御下賜になるのは、日本全国でこの村だけに限っている。然るに、明治四十五年一月廿九日永年つかへまつた自天王の御墓は、北山村の滝川寺にあり、川上村金剛寺の御墓は御弟君阿野宮の御墓と御治定になったので——以下不明、南朝最後の皇胤北山宮の御蹟顯揚につき沙門の身を以て献身的に努力した林水月翁の彰徳碑が、北山宮御墓所奈良県吉野郡北山村に建ち、十八日除幕式があり、翁は藩士林利助氏の長子、弱冠にして萩の寺に薙髪し池田吉祥院、吉野の奥の宝泉寺から、小椋滝川寺に転任し、廿余年を北山宮の御事蹟研究と御墓所決定に奔走し、人呼んで南朝狂と云

明治四十五年滝川寺が墓所となるや、事終れりとなし、飄然去って摂州桜井駅附近の釈恩寺に入り、史書を繙いて昭和四年寿七十七歳で世を去った云云

昭和九年建武中興六百年祭に奉幣された新田系神社は次の通りである。社格、社名、祭神、所在地を挙げる。

一、府社新田神社 新田義興 東京府蒲田区矢口町

二、村社 新田神社 新田義貞 東京府山崎市川島

町 町村 八、別格官幣社 藤島神社 新田義貞 福井県福井

三、県社 新田神社 新田義貞 群馬県新田郡大田

町 町 九、郷社 四所神社 新田義貞 徳島県三好郡山城

四、村社 矢口神社 新田義興 千葉県山武郡瑞穂

村 谷村 十、村社 新田神社 新田義貞 同県美馬郡八千代

五、無格 新田神社 新田義貞 茨城県筑波郡小野

川村 十一、村社 新田神社 新田義貞 同県三好郡昼間

六、村社 愛宕神社 新田義貞 埼玉県入間郡豊岡

町 十二、村社 新田神社 新田義貞 徳島県那賀郡延

野村

十三、無格社 新田神社 新田義貞 同県美馬郡古

宮村

十四、無格社 新田神社 新田義貞 同県美馬郡八

千代村

十五、無格社 同 同 同県同郡半田

町

十六、〃 同 同 同郡岩倉村

十七、〃 同 新田義宗 同郡江原村

十八、無格社 新田神社 脇屋義治 徳島県美馬郡

端山村

十九、郷社 同 義貞義興 香川県三豊郡

高瀬村

二十、村社 同 義貞義興 愛媛県北宇和

郡好藤村

二十一、村社 同 新田義貞 同県西宇和郡

喜須来村

二十二、村社 同 新田義宗 同県周桑郡岩

根村

二十三、村社 春日神社 脇屋義助 同県越智郡

桜井町

二十四、村社 新田神社 新田義興 同北宇和郡

成妙村

二十五、無格社 柳素鷲神社 新田義宗 同温泉郡

湯山町

二十六、同 亀松神社 脇屋義治 同 同

同

二十七、同 新田神社 新田義宗 同東宇和

郡宇和町

二十八、同 同 新田義宗 同温泉郡湯

山村

二十九、村社 同 新田義貞 高知県長岡

郡西豊永

三十、村社 同 同 同県同郡大

杉

三十一、同 同 同 同吾川郡清

水村

三十二、同 同 同 〃

小川村

三十五、郷社 淀姫神社 同

佐賀県小城

三十三、同

貴船神社 同

大分県宇佐

郡北山村

郡柳カ瀬村

三十六、村社

春日神社 同

同

三十四、無格社 江島神社 同

同

このように当時奉幣にあずかった新田氏を祀った神社は、東京都に二社、群馬県、千葉県、茨城県、埼玉県、新潟県、福井県にそれぞれ一社。大分県、佐賀県にそれぞれ二社である。

四国地方では徳島県に十社、香川県に一社愛媛県に九社、高知県に四社で新田系の神社は四国地方が断然多い。しかもこれらは当時六百年祭に国から奉幣に預った著名なもので、なお調査もれや、この恩典にあずからなかったものもあるだろう。

小祠を数えると徳島県で七十社、香川県で三社愛媛県で二十六社、高知県に十六社ある。

このように四国に新田神社の多いのは、新田義宗、脇屋義治の来国を物語るもので、神社所在地も地理的に考察しても、新田氏の記録とよく符合する。

義宗と義治らは羽後の羽黒山を出て、伊勢、紀伊を経て先ず讃岐の引田あたりへ上陸し、大川郡の丹生村あたりで滞在し、次に西讃三豊郡に移り、高瀬村に滞在、詫間あたりから海路伊予、越智郡大島の村上師清を頼り、同人の計らいで、伊予の中心地の温泉郡湯山村を隠棲地と定めた。

西予の伊予郡南山崎、東宇和郡宇和町、宇和村、北宇和郡成妙村、同郡好藤村、西宇和郡喜須喜村、上浮穴郡小田村、同郡田渡村等を巡歴せられ、再挙を画策したが、意の如くならない。

そこで東予に向い、周桑郡岩根村、宇摩郡富郷村、寒川村、金田村、川滝村、上山村等に巡遊して、東予、西讃地方で画策しようである。しかしこれとても志を得ない。

遂に阿波入りを決意せられ、伊予川を下って徳島県山城谷村に出た。ここで大月・柴川・脇・小川谷・重実・光山村・榎・尾井内・有瀬東祖谷山村等を勢力圏に収めたものであろう。だから後世、これらの地方に新田関係の神社が創立せられたものであろう。

美馬郡井内谷村八石城を居城として、再起を謀った。これには吉野川北岸に佐馬地、昼間三野、阿波郡大俣村、吉野川南岸は名西郡上分上山村、麻植郡東山村・木屋平村・美馬郡江原村・岩倉村・東清村・半田町・八千代村・端山村・一字村・ロ山村・古宮村等の広範囲の足跡にその勢力圏がうかがわれる。

しかし阿波細川氏の勢力は強い。こも長くいることができない。遂に兩人は袂を分って義宗は再び紀州に、義治は吉野川を溯って落ちのびたものと推測される。

こうして義宗は紀州に前記の義宗文書が残り、義治は吉野川流域の土佐豊永、大砂子や大杉の川口・土佐郡本川村・吾川郡清水村・小川村・土佐郡鏡村等に神社のあることで、その遺跡や縁故、縁者のあったことが考えられる。

このように新田神社の分布している地帯は、南朝に勤め、武家方に従属した後も新田氏に対して敬慕の情を強くもっていたその事実が神社になってあらわれていると見てよくないか。

新田神社の創立で、早いものが太平記に見えまた平賀源内作の「神靈矢口渡」で有名な東京都荏原町の新田義興を祀った新田神社である。

棟札の現存で最も古いものは我が高知県西豊永の大砂子新田神社である。応永九年（一四〇二）十一月十五日。

次に応永十七年（一四一〇）の棟札には本願桜井資友七十三とある。この桜井は義宗、義治に従って武蔵野で戦った武士であろう。太平記に見える「児玉党には浅羽、四方田、庄桜井」とある。その桜井であろう。

次に応永十八年（一四一一）辛卯年十月二十六日願主佐伯貞重の棟札が西祖谷山村榎谷と、同地の八幡神社に所蔵せられている。

次は同地重末名の新田神社の棟札銘で、「奉上棟造立新田社応永廿八辛丑（一四二一）十月二十六日大願主佐伯貞重とある。

このように土佐の豊永や西祖谷山を中心にする阿波の方の棟札はいずれも古い。この古いことは、とりもなおさず新田氏の末裔、縁者武士団が、この吉野川流域に早くから土着したその証左であろう。

1 経塚の築造と大豊

平安時代から鎌倉時代にかけて土佐でもいくつかの経塚が築造された。その中でも有名なのは越知町の横倉山と土佐町の中島、土佐清水市の伊佐、室戸市の佐喜浜矢立山、伊野町サジキ、安田町大木戸などである。

大豊の場合経塚自体の発見はないが、大田口から南北朝時代の「擬漢鏡式」の菊花散双雀鏡が出土している。これについて学者は当然経塚よりの出土であろうと云っている。

この事は山間の大豊の地においても、平安末期における末法思想が普及し弥勒出世のときまで写経を保存しようとする考えが経塚を造ったもので言い換えれば、仏教が山の奥まで浸透したことを示すものであろう。